



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	行財政局人事課	1
条例	神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	行財政局給与課	3
条例	神戸市市税条例等の一部を改正する等の条例	行財政局税務部税制企画課	39
条例	神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例	福祉局国保年金医療課	50
条例	神戸市旅館業法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例	健康局環境衛生課	70
条例	神戸市港湾施設条例及び須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例	港湾局経営課	77
条例	神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	行財政局法務支援課	82

令和5年12月6日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

神戸市市税条例等の一部を改正する等の条例

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

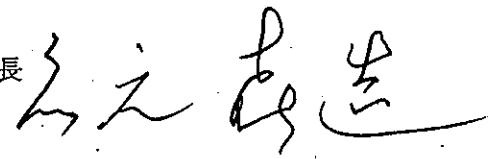
神戸市旅館業法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例

神戸市港湾施設条例及び須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和5年12月7日

神戸市長



公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第12号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体）</p> <p>第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第1第1号から第6号まで、第8号、第11号から第15号まで、第17号、第21号、第25号、第26号、第29号、第32号から第40号まで、第43号、第44号、<u>第46号から第48号まで及び第51号</u>に掲げる団体とする。</p>	<p>（給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体）</p> <p>第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第1第1号から第6号まで、第8号、第11号から第15号まで、第17号、第21号、第25号、第26号、第29号、第32号から第40号まで、第43号、第44号及び<u>第46号から第48号まで</u>に掲げる団体とする。</p>

別表第1（第2条、第8条の2関係） （1）～（50） [略] <u>（51）一般社団法人大学都市神戸産 官学プラットフォーム</u>	別表第1（第2条、第8条の2関係） （1）～（50） [略]
--	-----------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第13号

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(初任給調整手当)</p> <p>第10条の7 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、第1号に掲げる職に係るものにあつては35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては21年以内、第3号に掲げる</p>	<p style="text-align: center;">(初任給調整手当)</p> <p>第10条の7 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、第1号に掲げる職に係るものにあつては35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては21年以内、第3号に掲げる</p>

<p>職に係るものにあつては5年以内の期間、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>251,700円</u></p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>職に係るものにあつては5年以内の期間、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>251,200円</u></p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>2、3 [略]</p>
--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前									
別表第1 行政職給料表(第3条関係)										別表第1 行政職給料表(第3条関係)									
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,900	185,300	217,200	258,600	270,700	306,600	365,600	475,200	1	151,900	173,600	211,100	253,300	266,300	304,200	363,800	473,800	
	2	165,000	187,000	219,000	260,600	272,800	309,300	368,100	478,800	2	153,000	175,400	212,900	255,300	268,400	306,900	366,300	477,400	
	3	166,100	188,700	220,800	262,600	274,900	312,000	370,600	482,400	3	154,100	177,200	214,700	257,300	270,500	309,600	368,800	481,000	
	4	167,200	190,400	222,500	264,600	277,000	314,700	373,100	485,900	4	155,200	179,000	216,400	259,300	272,600	312,300	371,300	484,500	
	5	168,500	192,000	224,200	266,500	278,900	317,300	375,500	489,400	5	156,500	180,600	218,100	261,200	274,500	314,900	373,700	488,000	
	6	169,900	193,700	225,900	268,400	281,000	320,000	378,700	493,000	6	157,900	182,400	219,800	263,200	276,600	317,600	377,000	491,600	
	7	171,200	195,400	227,600	270,300	283,100	322,800	381,900	496,600	7	159,200	184,200	221,500	265,200	278,700	320,400	380,300	495,200	
	8	172,500	197,100	229,400	272,200	285,300	325,600	385,100	500,200	8	160,500	186,000	223,300	267,200	280,900	323,200	383,600	498,800	
	9	173,600	198,600	231,200	274,100	287,500	328,300	388,300	503,600	9	161,600	187,600	225,100	269,300	283,100	325,900	386,900	502,200	
	10	174,900	200,300	232,900	276,100	289,600	331,100	391,700	507,200	10	162,900	189,300	226,900	271,400	285,300	328,700	390,300	505,800	
	11	176,200	201,900	234,600	278,100	291,600	333,900	395,100	510,800	11	164,200	191,200	228,700	273,500	287,400	331,500	393,700	509,400	
	12	177,500	203,500	236,200	280,100	293,700	336,700	398,500	514,400	12	165,500	193,100	230,400	275,600	289,600	334,300	397,100	513,000	
	13	179,000	205,100	237,800	281,900	295,600	339,500	401,800	517,700	13	167,000	195,000	232,100	277,500	291,500	337,100	400,400	516,400	
	14	180,600	206,900	239,600	283,900	297,400	342,300	405,200	521,400	14	168,700	197,000	233,900	279,600	293,400	339,900	403,800	520,100	
	15	182,200	208,700	241,400	285,900	299,200	345,000	408,600	525,100	15	170,400	198,900	235,700	281,700	295,300	342,600	407,200	523,800	
	16	183,800	210,500	243,000	287,900	301,000	347,700	412,000	528,800	16	172,100	200,900	237,400	283,800	297,200	345,300	410,600	527,500	
	17	185,300	212,100	244,700	289,800	302,700	350,400	415,300	532,400	17	173,600	202,900	239,100	285,800	299,200	348,000	413,900	531,100	
	18	187,000	214,100	246,600	291,600	304,800	353,200	418,800	535,900	18	175,400	205,200	241,000	287,700	301,400	350,800	417,400	534,600	
	19	188,700	216,100	248,500	293,400	306,900	355,900	422,300	539,400	19	177,200	207,500	243,000	289,600	303,600	353,500	420,900	538,100	
	20	190,400	218,100	250,400	295,200	309,000	358,600	425,700	542,900	20	179,000	209,800	245,000	291,500	305,800	356,200	424,300	541,600	
	21	192,000	220,100	252,300	297,100	311,000	361,300	429,100	546,400	21	180,600	211,900	247,000	293,700	308,000	358,900	427,700	545,100	
	22	193,700	221,700	254,300	299,200	313,100	364,000	432,600	549,800	22	182,400	213,700	249,000	295,900	310,300	361,600	431,200	548,500	
	23	195,400	223,300	256,300	301,300	315,100	366,500	436,100	553,100	23	184,200	215,500	251,000	298,100	312,500	364,100	434,700	551,800	
	24	197,100	224,900	258,300	303,300	317,100	369,000	439,600	556,400	24	186,000	217,300	253,000	300,200	314,700	366,700	438,200	555,100	
	25	198,600	226,400	260,100	305,200	319,200	371,300	443,000	559,500	25	187,600	219,100	254,900	302,300	316,800	369,000	441,600	558,200	
	26	200,300	227,800	261,900	307,100	321,400	373,900	446,400	562,500	26	189,300	220,900	256,800	304,400	319,000	371,600	445,000	561,200	
	27	201,900	229,300	263,700	309,100	323,600	376,500	449,700	565,400	27	191,200	222,700	258,700	306,500	321,200	374,200	448,300	564,100	
	28	203,500	230,800	265,500	311,100	325,800	379,100	453,000	568,300	28	193,100	224,500	260,700	308,600	323,500	376,800	451,600	567,000	
	29	205,100	232,300	267,300	313,100	327,900	381,500	456,200	571,100	29	195,000	226,200	262,800	310,700	325,600	379,200	454,800	569,800	
	30	206,900	233,900	269,300	315,000	330,000	384,000	459,400	573,000	30	197,000	228,100	264,800	312,700	327,900	381,800	458,000	571,700	
	31	208,700	235,500	271,300	317,000	332,200	386,500	462,500	574,900	31	198,900	229,900	266,900	314,700	330,100	384,300	461,100	573,600	
	32	210,500	237,100	273,300	318,900	334,400	388,900	465,600	576,800	32	200,900	231,700	269,000	316,700	332,400	386,800	464,200	575,500	
	33	212,100	238,700	275,100	320,800	336,200	391,300	468,700	578,500	33	202,900	233,300	271,000	318,600	334,200	389,300	467,300	577,200	
	34	213,900	240,500	277,000	322,800	338,200	393,800	471,700	580,300	34	204,200	235,100	273,000	320,600	336,200	391,800	470,300	579,000	
	35	213,900	242,300	279,000	324,700	340,100	396,200	474,700	582,100	35	205,500	236,900	275,000	322,600	338,100	394,200	473,300	580,800	
	36	214,800	244,000	280,900	326,600	342,000	398,500	477,700	583,900	36	206,800	238,600	277,000	324,600	340,000	396,600	476,300	582,600	
	37	215,800	245,700	282,700	328,500	343,800	400,600	480,700	585,600	37	208,100	240,300	278,800	326,500	341,800	398,700	479,300	584,300	
	38	216,600	247,400	284,500	330,500	345,600	402,600	483,700	586,800	38	209,200	242,100	280,700	328,500	343,700	400,800	482,300	585,500	
	39	217,400	249,100	286,200	332,400	347,400	404,600	486,700	588,000	39	210,500	243,800	282,600	330,500	345,600	402,800	485,300	586,700	
	40	218,200	250,800	288,000	334,300	349,200	406,600	489,600	589,200	40	211,800	245,500	284,500	332,400	347,400	404,800	488,200	587,900	
	41	218,900	252,400	289,800	336,200	350,900	408,600	492,500	590,300	41	213,100	247,100	286,500	334,300	349,100	406,900	491,100	589,000	
	42	219,900	253,800	291,600	338,200	352,700	410,700	494,800	591,500	42	214,200	248,700	288,500	336,300	350,900	409,000	493,400	590,200	
	43	220,900	255,200	293,300	340,100	354,400	412,700	497,100	592,700	43	215,300	250,300	290,400	338,300	352,700	411,000	495,700	591,400	
	44	221,900	256,600	295,000	342,000	356,100	414,600	499,300	593,900	44	216,300	251,900	292,100	340,200	354,400	413,000	498,000	592,600	
	45	222,700	257,900	296,700	343,800	357,900	416,200	501,200	595,000	45	217,400	253,500	294,000	342,100	356,200	414,800	499,900	593,700	
	46	223,700	259,800	298,600	345,400	359,500	418,100	502,700	595,900	46	218,500	255,500	296,000	344,700	357,800	416,700	501,400	594,600	
	47	224,700	261,700	300,400	347,000	361,000	420,100	504,200	596,800	47	219,600	257,500	298,000	345,300	359,400	418,700	502,900	595,500	
	48	225,700	263,600	302,200	348,500	362,500	422,000	505,700	597,700	48	220,600	259,500	299,900	346,900	361,000	420,700	504,400	596,400	
	49	226,600	265,400	304,100	350,000	364,000	423,800	507,100	598,400	49	221,500	261,400	301,800	348,400	362,600	422,600	505,800	597,100	
	50	227,600	267,200	306,000	351,300	365,600	425,500	507,900	599,200	50	222,500	263,400	303,800	349,700	364,200	424,300	506,600	597,900	
51	228,600	269,100	307,900	352,500	367,100	427,200	508,700	600,000	51	223,600	265,400	305,700	351,000	365,800	426,000	507,400	598,700		

52	229,600	271,000	309,700	353,700	368,700	428,900	509,500	600,800
53	230,600	273,000	311,600	354,900	370,300	430,600	510,400	601,600
54	231,400	275,000	313,500	356,000	371,700	431,500	511,100	602,400
55	232,200	276,900	315,300	357,000	373,100	432,400	511,800	603,200
56	233,000	278,800	317,100	358,100	374,400	433,200	512,500	604,000
57	233,800	280,700	319,000	359,100	375,600	433,900	513,300	604,800
58	234,500	282,300	320,900	360,300	376,600	434,800	514,000	605,600
59	235,200	283,900	322,800	361,400	377,600	435,600	514,700	606,400
60	236,000	285,400	324,700	362,500	378,600	436,500	515,400	607,200
61	236,700	286,900	326,600	363,600	379,500	437,200	516,000	608,000
62	237,400	288,400	328,400	364,400	380,400	438,000	516,700	
63	238,200	289,900	330,100	365,100	381,300	438,800	517,400	
64	238,900	291,400	331,800	365,800	382,200	439,600	518,100	
65	239,600	292,900	333,400	366,500	382,900	440,400	518,700	
66	240,300	294,600	334,500	367,100	383,500	441,200	519,400	
67	241,000	296,300	335,500	367,700	384,200	442,000	520,100	
68	241,800	297,900	336,500	368,300	384,900	442,800	520,800	
69	242,500	299,600	337,600	368,900	385,500	443,400	521,400	
70	243,100	301,200	338,500	369,500	386,100	443,800	522,500	
71	243,800	302,800	339,400	370,000	386,800	444,300	523,600	
72	244,500	304,300	340,300	370,500	387,500	444,800	524,700	
73	245,200	305,600	341,000	371,000	388,100	445,400	525,600	
74	245,800	306,800	341,800	371,500	388,700	446,000	526,700	
75	246,300	308,200	342,600	372,000	389,400	446,600	527,800	
76	246,800	309,600	343,400	372,500	390,100	446,900	528,900	
77	247,300	311,000	344,200	373,000	390,700	447,200	530,000	
78	247,800	312,400	344,800	373,500	391,300	447,700	531,200	
79	248,200	313,800	345,400	374,000	392,000	448,200	532,300	
80	248,600	315,000	345,900	374,500	392,600	448,600	533,400	
81	249,000	316,100	346,500	375,000	393,300	449,000	534,400	
82	249,500	317,100	347,000	375,500	394,000	449,400		
83	250,000	318,100	347,500	376,000	394,500	449,900		
84	250,400	319,000	348,000	376,400	395,100	450,400		
85	250,800	319,800	348,500	376,800	395,700	450,800		
86	251,300	320,500	348,900	377,200	396,300	451,200		
87	251,800	321,200	349,200	377,600	397,000	451,600		
88	252,300	321,800	349,500	378,000	397,600	452,000		
89	252,700	322,500	349,800	378,400	398,300	452,400		
90	253,200	323,200	350,100	378,800	398,900	452,800		
91	253,700	323,800	350,400	379,200	399,500	453,200		
92	254,200	324,300	350,700	379,500	400,000	453,600		
93	254,600	324,900	351,000	379,800	400,500	453,900		
94		325,400	351,300	380,200	401,000	454,600		
95		325,900	351,600	380,600	401,500	455,300		
96		326,400	351,900	380,900	402,000	456,000		
97		326,900	352,200	381,200	402,500	456,800		
98		327,400	352,400	381,600	402,900	457,600		
99		327,900	352,700	382,000	403,300	458,400		
100		328,400	353,000	382,300	403,700	459,200		
101		328,900	353,200	382,600	404,200	460,100		
102			353,500	383,000	404,600			
103			353,800	383,300	405,000			
104			354,000	383,600	405,400			
105			354,200	383,900	405,800			
106			354,500	384,200	406,200			
107			354,800	384,500	406,600			
108			355,000	384,800	407,000			

52	224,600	267,400	307,600	352,300	367,400	427,700	508,200	599,500
53	225,600	269,500	309,500	353,500	369,000	429,400	509,100	600,300
54	226,500	271,500	311,500	354,700	370,400	430,300	509,800	601,100
55	227,400	273,600	313,400	355,800	371,800	431,200	510,500	601,900
56	228,300	275,500	315,300	356,900	373,200	432,000	511,200	602,700
57	229,200	277,600	317,200	358,000	374,500	432,700	512,000	603,500
58	230,100	279,300	319,100	359,200	375,500	433,600	512,700	604,300
59	231,000	281,000	321,000	360,300	376,500	434,400	513,400	605,100
60	231,900	282,700	322,900	361,400	377,500	435,300	514,100	605,900
61	232,600	284,300	324,800	362,500	378,500	436,000	514,700	606,700
62	233,400	285,900	326,600	363,300	379,400	436,800	515,400	
63	234,200	287,500	328,400	364,100	380,300	437,600	516,100	
64	235,100	289,100	330,100	364,800	381,200	438,400	516,800	
65	235,900	290,700	331,800	365,500	381,900	439,200	517,400	
66	236,700	292,500	332,900	366,100	382,500	440,000	518,100	
67	237,600	294,200	334,000	366,700	383,200	440,800	518,800	
68	238,500	296,000	335,100	367,300	383,900	441,600	519,500	
69	239,200	297,800	336,200	367,900	384,500	442,200	520,100	
70	240,000	299,400	337,100	368,500	385,100	442,600	521,200	
71	240,900	301,000	338,000	369,100	385,800	443,100	522,300	
72	241,600	302,600	338,900	369,600	386,500	443,600	523,400	
73	242,400	303,900	339,700	370,100	387,100	444,200	524,300	
74	243,200	305,300	340,600	370,600	387,700	444,800	525,400	
75	243,800	306,700	341,500	371,100	388,400	445,400	526,500	
76	244,400	308,100	342,300	371,600	389,100	445,700	527,600	
77	244,900	309,500	343,100	372,100	389,700	446,000	528,700	
78	245,600	310,900	343,700	372,600	390,300	446,500	529,900	
79	246,200	312,300	344,300	373,100	391,000	447,000	531,000	
80	246,700	313,600	344,900	373,600	391,600	447,400	532,100	
81	247,200	314,700	345,500	374,100	392,300	447,800	533,100	
82	247,700	315,700	346,000	374,600	393,000	448,200		
83	248,200	316,700	346,500	375,100	393,500	448,700		
84	248,700	317,700	347,000	375,500	394,100	449,200		
85	249,100	318,500	347,500	375,900	394,700	449,600		
86	249,600	319,200	347,900	376,300	395,300	450,000		
87	250,100	319,900	348,200	376,700	396,000	450,400		
88	250,600	320,600	348,500	377,100	396,700	450,800		
89	251,000	321,300	348,800	377,500	397,400	451,200		
90	251,500	322,000	349,100	377,900	398,000	451,600		
91	252,000	322,700	349,400	378,300	398,600	452,000		
92	252,500	323,300	349,700	378,600	399,100	452,400		
93	252,900	323,900	350,000	378,900	399,600	452,700		
94		324,400	350,300	379,300	400,100	453,400		
95		324,900	350,600	379,700	400,600	454,100		
96		325,400	350,900	380,000	401,100	454,800		
97		326,000	351,200	380,300	401,600	455,600		
98		326,500	351,500	380,700	402,000	456,400		
99		327,000	351,800	381,100	402,400	457,200		
100		327,500	352,100	381,400	402,800	458,000		
101		328,000	352,300	381,700	403,300	458,900		
102			352,600	382,100	403,700			
103			352,900	382,400	404,100			
104			353,100	382,700	404,500			
105			353,300	383,000	404,900			
106			353,600	383,300	405,300			
107			353,900	383,600	405,700			
108			354,100	383,900	406,100			



109			355,200	385,000	407,300				
110			355,500	385,300	407,700				
111			355,700	385,600	408,100				
112			355,900	385,800	408,500				
113			356,100	386,000	408,800				
114			356,400	386,200	409,200				
115			356,600	386,400	409,600				
116			356,800	386,600	410,000				
117			357,000	386,800	410,300				
118			357,200	387,000	410,700				
119			357,400	387,200	411,100				
120			357,600	387,400	411,500				
121			357,800	387,600	411,800				
122			358,000						
123			358,200						
124			358,400						
125			358,600						
126			358,800						
127			359,000						
128			359,100						
129			359,200						
130			359,400						
131			359,600						
132			359,700						
133			359,800						
134			360,000						
135			360,200						
136			360,300						
137			360,400						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		184,500	207,300	253,600	287,200	304,500	328,100	394,400	445,300

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。

109			354,300	384,100	406,400				
110			354,600	384,400	406,800				
111			354,800	384,700	407,200				
112			355,000	384,900	407,600				
113			355,200	385,100	407,900				
114			355,500	385,300	408,300				
115			355,700	385,500	408,700				
116			355,900	385,700	409,100				
117			356,100	385,900	409,400				
118			356,300	386,100	409,800				
119			356,500	386,300	410,200				
120			356,700	386,500	410,600				
121			356,900	386,700	410,900				
122			357,100						
123			357,300						
124			357,500						
125			357,700						
126			357,900						
127			358,100						
128			358,200						
129			358,300						
130			358,500						
131			358,700						
132			358,800						
133			358,900						
134			359,100						
135			359,300						
136			359,400						
137			359,500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600	327,000	393,200	444,000

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。



55	259,900	283,100	315,300	357,000	373,100	432,400	511,800
56	260,900	284,200	317,100	358,100	374,400	433,200	512,500
57	261,800	285,300	319,000	359,100	375,600	433,900	513,300
58	262,600	286,400	320,900	360,300	376,600	434,800	514,000
59	263,500	287,600	322,800	361,400	377,600	435,600	514,700
60	264,400	288,700	324,700	362,500	378,600	436,500	515,400
61	265,100	289,700	326,600	363,600	379,500	437,200	516,000
62	265,900	291,000	328,400	364,400	380,400	438,000	516,700
63	266,600	292,400	330,100	365,100	381,300	438,800	517,400
64	267,400	293,600	331,800	365,800	382,200	439,600	518,100
65	268,000	294,600	333,400	366,500	382,900	440,400	518,700
66	268,600	295,900	334,500	367,100	383,500	441,200	519,400
67	269,200	297,200	335,500	367,700	384,200	442,000	520,100
68	269,700	298,400	336,500	368,300	384,900	442,800	520,800
69	270,300	299,600	337,600	368,900	385,500	443,400	521,400
70	270,600	300,400	338,500	369,500	386,100	443,800	522,500
71	271,000	301,400	339,400	370,000	386,800	444,300	523,600
72	271,300	302,400	340,300	370,500	387,500	444,800	524,700
73	271,700	303,200	341,000	371,000	388,100	445,400	525,600
74	272,100	304,100	341,800	371,500	388,700	446,000	526,700
75	272,600	305,000	342,600	372,000	389,400	446,600	527,800
76	272,900	305,800	343,400	372,500	390,100	446,900	528,900
77	273,200	306,400	344,200	373,000	390,700	447,200	530,000
78	273,700	307,100	344,800	373,500	391,300	447,700	531,200
79	274,200	307,800	345,400	374,000	392,000	448,200	532,300
80	274,600	308,400	345,900	374,500	392,600	448,600	533,400
81	274,900	309,000	346,500	375,000	393,300	449,000	534,400
82	275,100	309,600	347,000	375,500	394,000	449,400	
83	275,600	310,200	347,500	376,000	394,500	449,900	
84	276,100	310,700	348,000	376,400	395,100	450,400	
85	276,500	311,200	348,500	376,800	395,700	450,800	
86	277,000	311,700	348,900	377,200	396,300	451,200	
87	277,500	312,100	349,200	377,600	397,000	451,600	
88	277,900	312,400	349,500	378,000	397,600	452,000	
89	278,200	313,000	349,800	378,400	398,300	452,400	
90	278,700	313,500	350,100	378,800	398,900	452,800	
91	279,200	314,000	350,400	379,200	399,500	453,200	
92	279,600	314,500	350,700	379,500	400,000	453,600	
93	279,900	314,900	351,000	379,800	400,500	453,900	
94			351,300	380,200	401,000	454,600	
95			351,600	380,600	401,500	455,300	
96			351,900	380,900	402,000	456,000	
97			352,200	381,200	402,500	456,800	
98			352,400	381,600	402,900	457,600	
99			352,700	382,000	403,300	458,400	
100			353,000	382,300	403,700	459,200	
101			353,200	382,600	404,200	460,100	
102			353,500	383,000	404,600		
103			353,800	383,300	405,000		
104			354,000	383,600	405,400		
105			354,200	383,900	405,800		
106			354,500	384,200	406,200		
107			354,800	384,500	406,600		
108			355,000	384,800	407,000		
109			355,200	385,000	407,300		
110			355,500	385,300	407,700		

55	255,700	280,200	313,400	355,800	371,800	431,200	510,500
56	256,800	281,500	315,300	356,900	373,200	432,000	511,200
57	257,800	282,700	317,200	358,000	374,500	432,700	512,000
58	258,800	283,900	319,100	359,200	375,500	433,600	512,700
59	259,800	285,200	321,000	360,300	376,500	434,400	513,400
60	260,800	286,400	322,900	361,400	377,500	435,300	514,100
61	261,600	287,500	324,800	362,500	378,500	436,000	514,700
62	262,400	288,900	326,600	363,300	379,400	436,800	515,400
63	263,300	290,300	328,400	364,100	380,300	437,600	516,100
64	264,100	291,700	330,100	364,800	381,200	438,400	516,800
65	264,900	292,800	331,800	365,500	381,900	439,200	517,400
66	265,600	294,100	332,900	366,100	382,500	440,000	518,100
67	266,300	295,400	334,000	366,700	383,200	440,800	518,800
68	267,000	296,700	335,100	367,300	383,900	441,600	519,500
69	267,700	297,900	336,200	367,900	384,500	442,200	520,100
70	268,100	298,900	337,100	368,500	385,100	442,600	521,200
71	268,600	299,900	338,000	369,100	385,800	443,100	522,300
72	269,000	300,900	338,900	369,600	386,500	443,600	523,400
73	269,500	301,700	339,700	370,100	387,100	444,200	524,300
74	270,000	302,600	340,600	370,600	387,700	444,800	525,400
75	270,500	303,500	341,500	371,100	388,400	445,400	526,500
76	271,000	304,400	342,300	371,600	389,100	445,700	527,600
77	271,400	305,000	343,100	372,100	389,700	446,000	528,700
78	271,900	305,700	343,700	372,600	390,300	446,500	529,900
79	272,400	306,400	344,300	373,100	391,000	447,000	531,000
80	272,900	307,100	344,900	373,600	391,600	447,400	532,100
81	273,200	307,700	345,500	374,100	392,300	447,800	533,100
82	273,600	308,300	346,000	374,600	393,000	448,200	
83	274,100	308,900	346,500	375,100	393,500	448,700	
84	274,600	309,500	347,000	375,500	394,100	449,200	
85	275,000	310,000	347,500	375,900	394,700	449,600	
86	275,500	310,500	347,900	376,300	395,300	450,000	
87	276,000	311,000	348,200	376,700	396,000	450,400	
88	276,500	311,400	348,500	377,100	396,700	450,800	
89	276,800	312,000	348,800	377,500	397,400	451,200	
90	277,300	312,500	349,100	377,900	398,000	451,600	
91	277,800	313,000	349,400	378,300	398,600	452,000	
92	278,300	313,500	349,700	378,600	399,100	452,400	
93	278,600	314,000	350,000	378,900	399,600	452,700	
94			350,300	379,300	400,100	453,400	
95			350,600	379,700	400,600	454,100	
96			350,900	380,000	401,100	454,800	
97			351,200	380,300	401,600	455,600	
98			351,500	380,700	402,000	456,400	
99			351,800	381,100	402,400	457,200	
100			352,100	381,400	402,800	458,000	
101			352,300	381,700	403,300	458,900	
102			352,600	382,100	403,700		
103			352,900	382,400	404,100		
104			353,100	382,700	404,500		
105			353,300	383,000	404,900		
106			353,600	383,300	405,300		
107			353,900	383,600	405,700		
108			354,100	383,900	406,100		
109			354,300	384,100	406,400		
110			354,600	384,400	406,800		

111				355,700	385,600	408,100		
112				355,900	385,800	408,500		
113				356,100	386,000	408,800		
114				356,400	386,200	409,200		
115				356,600	386,400	409,600		
116				356,800	386,600	410,000		
117				357,000	386,800	410,300		
118				357,200	387,000	410,700		
119				357,400	387,200	411,100		
120				357,600	387,400	411,500		
121				357,800	387,600	411,800		
122				358,000				
123				358,200				
124				358,400				
125				358,600				
126				358,800				
127				359,000				
128				359,100				
129				359,200				
130				359,400				
131				359,600				
132				359,700				
133				359,800				
134				360,000				
135				360,200				
136				360,300				
137				360,400				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		184,500	207,300	253,600	287,200	304,500	328,100	394,400

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。

111				354,800	384,700	407,200		
112				355,000	384,900	407,600		
113				355,200	385,100	407,900		
114				355,500	385,300	408,300		
115				355,700	385,500	408,700		
116				355,900	385,700	409,100		
117				356,100	385,900	409,400		
118				356,300	386,100	409,800		
119				356,500	386,300	410,200		
120				356,700	386,500	410,600		
121				356,900	386,700	410,900		
122				357,100				
123				357,300				
124				357,500				
125				357,700				
126				357,900				
127				358,100				
128				358,200				
129				358,300				
130				358,500				
131				358,700				
132				358,800				
133				358,900				
134				359,100				
135				359,300				
136				359,400				
137				359,500				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600	327,000	393,200

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	160,500	195,600	278,900	316,700	415,000
	2	161,600	197,400	281,600	319,500	417,100
	3	162,700	199,300	284,200	322,200	419,200
	4	163,800	201,200	286,700	324,900	421,200
	5	165,000	203,100	289,200	327,600	423,200
	6	166,400	205,000	291,700	329,800	425,400
	7	167,800	206,900	294,100	332,100	427,500
	8	169,200	208,800	296,500	334,300	429,600
	9	170,500	210,800	298,800	336,500	431,600
	10	171,900	212,700	301,300	338,300	433,700
	11	173,300	214,600	303,700	340,100	435,900
	12	174,700	216,500	306,100	342,000	438,100
	13	176,100	218,300	308,500	343,900	440,100
	14	177,700	220,100	310,700	346,200	442,200
	15	179,300	221,800	313,000	348,400	444,300
	16	181,000	223,500	315,200	350,600	446,400
	17	182,600	225,300	317,500	352,800	448,500
	18	184,300	226,700	319,900	354,900	450,200
	19	186,000	228,100	322,300	356,800	452,000
	20	187,700	229,500	324,700	358,700	453,900
	21	189,300	230,900	327,000	360,600	455,800
	22	191,100	232,900	329,100	362,500	457,600
	23	192,900	234,900	331,200	364,400	459,400
	24	194,600	236,900	333,400	366,200	461,200
	25	196,400	238,900	335,600	368,100	463,000
	26	197,900	240,700	337,800	370,000	464,500
	27	199,400	242,500	340,000	371,900	466,000
	28	200,900	244,400	342,200	373,800	467,500
	29	202,400	246,300	344,400	375,700	468,900
	30	204,100	248,400	346,400	377,700	470,000
	31	205,800	250,500	348,300	379,700	471,100
	32	207,500	252,600	350,200	381,700	472,200
	33	209,200	254,800	352,200	383,500	473,200
	34	210,500	257,000	354,100	385,400	474,100
	35	211,800	259,300	356,100	387,300	475,000
	36	213,200	261,500	358,100	389,200	475,900
	37	214,600	263,800	360,100	390,800	476,600
	38	216,100	266,300	362,000	392,700	477,600
	39	217,700	268,700	363,900	394,500	478,600
	40	219,400	271,200	365,800	396,300	479,600
	41	221,100	273,600	367,800	398,000	480,400
	42	223,000	276,000	369,800	399,800	481,300
	43	224,900	278,300	371,800	401,600	482,200
	44	226,800	280,600	373,800	403,400	483,100
	45	228,600	282,900	375,800	405,100	483,900
	46	230,300	284,900	377,700	406,900	484,600
	47	232,000	286,900	379,500	408,700	485,300
	48	233,700	288,900	381,300	410,400	486,000
	49	235,400	290,900	383,200	412,000	486,800
	50	236,900	293,000	385,100	413,800	487,500

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	147,700	183,300	272,400	311,600	413,300
	2	148,800	185,100	275,100	314,400	415,400
	3	149,900	187,000	277,700	317,100	417,500
	4	151,000	188,900	280,300	319,800	419,600
	5	152,200	190,800	282,900	322,500	421,600
	6	153,600	192,700	285,400	324,900	423,800
	7	155,000	194,600	287,900	327,300	426,000
	8	156,400	196,500	290,400	329,600	428,200
	9	157,700	198,500	292,800	331,800	430,300
	10	159,100	200,500	295,400	333,800	432,400
	11	160,500	202,500	297,900	335,800	434,600
	12	161,900	204,500	300,400	337,800	436,800
	13	163,200	206,500	302,900	339,900	438,800
	14	164,800	208,600	305,300	342,200	440,900
	15	166,400	210,600	307,700	344,600	443,000
	16	168,000	212,600	310,100	346,900	445,100
	17	169,600	214,600	312,600	349,200	447,200
	18	171,300	216,300	315,100	351,500	448,900
	19	173,000	218,000	317,600	353,700	450,700
	20	174,600	219,700	320,100	355,900	452,600
	21	176,100	221,400	322,500	357,800	454,500
	22	177,900	223,500	324,800	359,800	456,300
	23	179,700	225,600	327,000	361,700	458,100
	24	181,400	227,700	329,200	363,700	459,900
	25	183,200	229,800	331,600	365,600	461,700
	26	185,000	231,900	334,000	367,700	463,200
	27	186,800	234,000	336,400	369,600	464,700
	28	188,600	236,100	338,700	371,700	466,200
	29	190,300	238,200	341,000	373,400	467,600
	30	192,100	240,700	343,200	375,400	468,700
	31	193,900	243,100	345,300	377,400	469,800
	32	195,700	245,600	347,400	379,400	470,900
	33	197,500	247,900	349,500	381,200	471,900
	34	199,300	250,300	351,600	383,200	472,800
	35	201,100	252,700	353,700	385,100	473,700
	36	202,900	255,000	355,700	387,100	474,600
	37	204,600	257,500	357,700	388,800	475,300
	38	206,400	260,000	359,600	390,700	476,300
	39	208,200	262,400	361,600	392,500	477,300
	40	210,100	264,900	363,600	394,300	478,300
	41	211,900	267,300	365,600	396,100	479,100
	42	213,900	269,700	367,600	398,000	480,000
	43	215,900	272,000	369,600	399,800	480,900
	44	217,900	274,400	371,600	401,700	481,800
	45	219,700	276,800	373,600	403,400	482,600
	46	221,700	278,900	375,500	405,200	483,300
	47	223,800	281,000	377,400	407,100	484,000
	48	225,900	283,100	379,300	408,900	484,700
	49	227,700	285,100	381,200	410,600	485,500
	50	229,500	287,300	383,100	412,400	486,200

51	238,400	295,100	386,900	415,600	488,200	51	231,400	289,500	385,000	414,200	486,900
52	239,800	297,200	388,600	417,400	488,900	52	233,200	291,700	386,800	416,100	487,600
53	241,200	299,200	390,400	418,900	489,400	53	234,800	293,800	388,600	417,700	488,100
54	242,600	301,500	392,200	420,700	490,000	54	236,300	296,200	390,400	419,500	488,700
55	244,100	303,800	394,000	422,500	490,600	55	237,900	298,600	392,200	421,300	489,300
56	245,600	306,100	395,800	424,300	491,200	56	239,500	301,100	394,000	423,100	489,900
57	247,000	308,200	397,400	426,000	491,800	57	241,100	303,500	395,800	424,800	490,500
58	248,500	310,700	399,200	427,700	492,800	58	242,700	306,100	397,600	426,500	491,500
59	250,000	313,200	400,900	429,400	493,800	59	244,300	308,700	399,400	428,200	492,500
60	251,500	315,700	402,600	431,100	494,800	60	245,800	311,300	401,200	429,900	493,500
61	253,100	318,100	404,400	432,700	495,800	61	247,400	313,800	403,000	431,500	494,500
62	254,600	320,400	406,100	434,300	496,900	62	249,000	316,300	404,700	433,100	495,600
63	256,100	322,600	407,800	435,800	498,000	63	250,500	318,500	406,400	434,600	496,700
64	257,600	324,900	409,300	437,400	499,100	64	252,000	320,800	408,000	436,200	497,800
65	259,000	327,200	410,800	439,000	500,000	65	253,400	323,400	409,600	437,800	498,700
66	260,400	329,400	412,100	440,500	501,100	66	254,800	325,800	410,900	439,300	499,800
67	261,800	331,600	413,300	442,000	502,200	67	256,300	328,200	412,100	440,800	500,900
68	263,200	333,800	414,500	443,500	503,300	68	257,700	330,500	413,300	442,300	502,000
69	264,400	335,800	415,700	445,200	504,200	69	259,100	332,800	414,500	444,000	502,900
70	265,600	337,900	416,900	446,900		70	260,400	334,900	415,700	445,700	
71	266,800	339,800	418,100	448,500		71	261,700	337,000	416,900	447,300	
72	268,000	341,700	419,300	450,100		72	263,000	339,100	418,100	448,900	
73	269,000	343,800	420,400	451,400		73	264,300	341,200	419,200	450,200	
74	270,300	345,800	421,600	452,700		74	265,700	343,400	420,400	451,500	
75	271,600	347,900	422,700	454,000		75	267,200	345,500	421,500	452,800	
76	272,800	349,900	423,800	455,300		76	268,600	347,600	422,600	454,100	
77	274,000	352,000	424,900	456,500		77	269,900	349,700	423,700	455,300	
78	275,500	354,000	426,000	457,300		78	271,500	351,800	424,800	456,100	
79	276,900	356,000	427,100	458,100		79	272,900	353,800	425,900	456,900	
80	278,200	357,900	428,200	458,900		80	274,300	355,800	427,000	457,700	
81	279,500	359,900	429,300	459,600		81	275,600	357,800	428,100	458,400	
82	280,700	362,000	430,400	460,300		82	277,000	359,900	429,200	459,100	
83	281,900	364,000	431,500	461,000		83	278,400	361,900	430,300	459,800	
84	283,100	366,000	432,500	461,700		84	279,800	363,900	431,300	460,500	
85	284,300	368,000	433,500	462,300		85	281,000	365,900	432,300	461,100	
86	285,500	369,900	434,400	462,900		86	282,400	367,800	433,200	461,700	
87	286,700	371,700	435,300	463,500		87	283,800	369,700	434,100	462,300	
88	287,900	373,600	436,200	464,100		88	285,100	371,600	435,000	462,900	
89	289,000	375,400	437,100	464,600		89	286,300	373,500	435,900	463,400	
90	290,300	377,300	437,700	465,100		90	287,700	375,400	436,500	463,900	
91	291,600	379,100	438,300	465,600		91	289,200	377,300	437,100	464,400	
92	292,900	380,900	438,900	466,100		92	290,700	379,200	437,700	464,900	
93	293,900	382,700	439,400	466,700		93	291,700	381,000	438,200	465,500	
94	295,300	384,500	440,000	467,200		94	293,100	382,800	438,800	466,000	
95	296,700	386,300	440,500	467,700		95	294,500	384,600	439,300	466,500	
96	298,000	388,100	440,900	468,200		96	295,900	386,400	439,800	467,000	
97	299,300	389,800	441,400	468,800		97	297,300	388,200	440,300	467,600	
98	300,600	391,600	441,900	469,500		98	298,600	390,000	440,800	468,300	
99	301,800	393,300	442,400	470,200		99	300,000	391,800	441,300	469,000	
100	303,000	395,000	442,800	470,900		100	301,300	393,600	441,700	469,700	
101	304,000	396,600	443,200	471,400		101	302,300	395,300	442,100	470,200	
102	305,200	398,200	443,600	472,300		102	303,500	396,900	442,500	471,100	
103	306,500	399,700	444,000	473,200		103	304,800	398,500	442,900	472,000	
104	307,800	401,200	444,400	474,100		104	306,100	400,000	443,300	472,900	
105	308,900	402,700	444,800	474,700		105	307,200	401,500	443,700	473,500	
106	310,200	403,400	445,200			106	308,500	402,200	444,100		
107	311,500	404,000	445,600			107	309,800	402,900	444,500		

108	312,600	404,700	446,000
109	313,500	405,300	446,400
110	314,700	406,000	446,900
111	315,800	406,700	447,400
112	317,000	407,400	447,800
113	318,200	408,000	448,200
114	319,400	408,700	448,700
115	320,500	409,400	449,200
116	321,700	410,200	449,600
117	322,600	410,700	450,000
118	323,400	411,400	450,500
119	324,200	412,100	451,000
120	325,000	412,700	451,400
121	325,600	413,300	451,800
122	326,300	413,900	452,300
123	327,100	414,500	452,800
124	327,800	415,000	453,200
125	328,500	415,500	453,600
126	329,300	416,000	
127	330,100	416,500	
128	330,900	417,000	
129	331,500	417,400	
130	332,200	417,800	
131	332,900	418,200	
132	333,600	418,600	
133	334,100	419,000	
134	334,600	419,400	
135	335,100	419,800	
136	335,600	420,200	
137	335,900	420,500	
138		420,800	
139		421,100	
140		421,400	
141		421,700	
142		422,000	
143		422,300	
144		422,600	
145		422,800	
146		423,100	
147		423,400	
148		423,700	
149		423,900	
150		424,200	
151		424,500	
152		424,700	
153		424,900	
154		425,200	
155		425,500	
156		425,700	
157		425,900	
158		426,200	
159		426,500	
160		426,700	
161		426,900	
162		427,200	
163		427,500	
164		427,700	
165		427,900	
166		428,200	

108	311,000	403,600	444,900
109	312,000	404,200	445,300
110	313,200	404,900	445,800
111	314,400	405,600	446,300
112	315,600	406,300	446,700
113	316,800	406,900	447,100
114	318,000	407,600	447,600
115	319,100	408,300	448,100
116	320,300	409,100	448,500
117	321,400	409,600	448,900
118	322,200	410,300	449,400
119	323,000	411,000	449,900
120	323,800	411,600	450,300
121	324,500	412,200	450,700
122	325,200	412,800	451,200
123	326,000	413,400	451,700
124	326,800	413,900	452,100
125	327,600	414,400	452,500
126	328,400	414,900	
127	329,200	415,400	
128	330,000	415,900	
129	330,600	416,400	
130	331,300	416,800	
131	332,000	417,200	
132	332,700	417,600	
133	333,200	418,000	
134	333,700	418,400	
135	334,200	418,800	
136	334,700	419,200	
137	335,000	419,500	
138		419,800	
139		420,100	
140		420,400	
141		420,700	
142		421,000	
143		421,300	
144		421,600	
145		421,800	
146		422,100	
147		422,400	
148		422,700	
149		422,900	
150		423,200	
151		423,500	
152		423,700	
153		423,900	
154		424,200	
155		424,500	
156		424,700	
157		424,900	
158		425,200	
159		425,500	
160		425,700	
161		425,900	
162		426,200	
163		426,500	
164		426,700	
165		426,900	
166		427,200	

	167		428,500			
	168		428,700			
	169		428,900			
	170		429,200			
	171		429,500			
	172		429,700			
	173		429,900			
	174		430,200			
	175		430,500			
	176		430,700			
	177		430,900			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		232,300	279,600	314,200	348,800	424,500

備考 [略]

	167		427,500			
	168		427,700			
	169		427,900			
	170		428,200			
	171		428,500			
	172		428,700			
	173		428,900			
	174		429,200			
	175		429,500			
	176		429,700			
	177		429,900			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		231,400	278,600	313,100	347,600	423,200

備考 [略]



ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円
	1	160,000	177,600	281,900
	2	161,300	179,400	284,300
	3	162,600	181,200	286,700
	4	163,900	183,000	289,200
	5	165,100	184,600	291,600
	6	166,400	186,500	294,000
	7	167,700	188,400	296,400
	8	169,100	190,200	298,800
	9	170,300	192,200	301,300
	10	171,600	194,000	303,700
	11	173,000	195,800	306,100
	12	174,300	197,600	308,500
	13	175,700	199,500	311,000
	14	177,300	201,000	313,300
	15	178,800	202,500	315,600
	16	180,500	204,000	317,900
	17	181,900	205,500	320,100
	18	183,500	207,400	322,000
	19	185,100	209,200	323,900
	20	186,700	210,900	325,800
	21	188,400	212,800	327,700
	22	190,200	214,300	329,600
	23	192,000	215,800	331,500
	24	193,700	217,300	333,400
	25	195,500	218,800	335,100
	26	197,100	220,700	336,900
	27	198,600	222,500	338,700
	28	200,000	224,300	340,500
	29	201,600	226,000	342,100
	30	203,400	228,000	344,000
	31	205,100	229,900	345,900
	32	206,800	231,800	347,800
	33	208,700	233,600	349,500
	34	210,000	235,500	351,300
	35	211,300	237,400	353,100
	36	212,600	239,300	354,900
	37	214,000	241,000	356,500
	38	215,700	242,600	358,200
	39	217,400	244,200	359,900
	40	219,100	245,800	361,600
	41	220,700	247,200	363,400
	42	222,400	248,800	365,100
	43	224,100	250,400	366,700
	44	225,800	252,000	368,300
	45	227,400	253,600	369,800
	46	229,000	255,400	371,300
	47	230,600	257,200	373,000
	48	232,200	259,000	374,700
	49	233,700	260,800	376,300
50	234,900	263,000	378,000	

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円
	1	147,200	164,400	275,100
	2	148,500	166,200	277,500
	3	149,800	168,000	279,900
	4	151,100	169,800	282,400
	5	152,300	171,400	284,800
	6	153,600	173,300	287,300
	7	154,900	175,200	289,800
	8	156,300	177,000	292,300
	9	157,500	178,900	294,700
	10	158,800	180,600	297,200
	11	160,100	182,400	299,700
	12	161,400	184,200	302,200
	13	162,800	186,100	304,700
	14	164,400	187,800	307,100
	15	165,900	189,600	309,500
	16	167,500	191,400	312,000
	17	168,900	193,200	314,400
	18	170,500	195,100	316,500
	19	172,100	197,000	318,600
	20	173,600	198,900	320,700
	21	175,200	200,900	322,600
	22	177,000	202,900	324,600
	23	178,800	204,900	326,600
	24	180,500	206,900	328,600
	25	182,300	208,700	330,400
	26	184,100	210,800	332,500
	27	185,900	212,800	334,500
	28	187,700	214,800	336,300
	29	189,500	216,600	338,100
	30	191,300	218,600	340,000
	31	193,200	220,600	342,000
	32	195,100	222,700	344,000
	33	197,000	224,700	346,000
	34	198,800	226,800	348,000
	35	200,600	228,900	349,800
	36	202,400	231,000	351,800
	37	204,200	232,900	353,700
	38	206,000	234,800	355,500
	39	207,800	236,700	357,300
	40	209,700	238,600	359,100
	41	211,400	240,300	361,000
	42	213,200	242,100	362,700
	43	215,000	243,900	364,400
	44	216,900	245,700	366,200
	45	218,600	247,300	367,500
	46	220,500	249,100	369,100
	47	222,300	250,900	370,800
	48	224,100	252,700	372,500
	49	225,600	254,500	374,100
50	227,300	256,700	375,800	

51	236,100	265,200	379,600	51	229,000	258,900	377,500
52	237,300	267,400	381,200	52	230,600	261,100	379,100
53	238,500	269,400	382,800	53	232,100	263,300	380,800
54	239,800	271,400	384,400	54	233,600	265,300	382,500
55	241,200	273,400	386,000	55	235,100	267,300	384,100
56	242,500	275,400	387,600	56	236,500	269,400	385,800
57	243,800	277,200	389,200	57	237,800	271,400	387,400
58	245,100	279,600	390,800	58	239,200	273,900	389,100
59	246,400	282,000	392,500	59	240,600	276,400	390,800
60	247,700	284,400	394,100	60	242,000	278,900	392,300
61	249,000	286,700	395,700	61	243,300	281,200	394,100
62	250,200	289,200	397,300	62	244,500	283,900	395,700
63	251,400	291,700	398,900	63	245,700	286,400	397,300
64	252,600	294,200	400,500	64	246,900	289,100	399,000
65	253,700	296,500	402,100	65	248,100	291,800	400,700
66	254,700	299,100	403,300	66	249,200	294,500	401,900
67	255,700	301,700	404,500	67	250,300	297,200	403,300
68	256,700	304,300	405,800	68	251,400	299,900	404,600
69	257,700	306,900	407,300	69	252,500	302,500	406,100
70	258,700	308,900	408,700	70	253,600	304,800	407,500
71	259,700	310,900	410,000	71	254,700	307,000	408,900
72	260,700	312,900	411,400	72	255,800	309,100	410,300
73	261,500	314,900	412,600	73	256,800	311,100	411,500
74	262,700	316,900	413,700	74	258,200	313,300	412,600
75	264,000	318,900	414,800	75	259,600	315,500	413,700
76	265,300	320,900	415,900	76	261,000	317,600	414,800
77	266,600	322,800	416,700	77	262,500	319,600	415,600
78	267,800	324,700	417,600	78	263,800	321,800	416,500
79	269,000	326,600	418,500	79	265,100	323,900	417,400
80	270,200	328,500	419,300	80	266,400	325,900	418,200
81	271,400	330,400	419,800	81	267,600	327,900	418,700
82	272,400	332,300	420,400	82	268,800	329,900	419,300
83	273,500	334,200	421,000	83	270,000	331,800	419,900
84	274,600	336,200	421,600	84	271,200	333,800	420,500
85	275,700	338,200	422,000	85	272,500	335,800	420,900
86	276,600	340,000	422,500	86	273,500	337,800	421,400
87	277,500	341,800	423,000	87	274,600	339,600	421,900
88	278,300	343,600	423,500	88	275,600	341,500	422,400
89	279,100	345,500	423,800	89	276,500	343,400	422,700
90	280,000	347,400	424,200	90	277,500	345,300	423,100
91	280,800	349,200	424,600	91	278,500	347,100	423,500
92	281,600	351,000	425,000	92	279,300	348,900	423,900
93	282,300	352,700	425,400	93	280,000	350,600	424,300
94	283,200	354,400	425,800	94	281,000	352,400	424,700
95	284,100	356,100	426,200	95	281,900	354,100	425,100
96	284,900	357,800	426,600	96	282,900	355,800	425,500
97	285,600	359,300	426,800	97	283,700	357,400	425,700
98	286,500	361,000	427,100	98	284,600	359,100	426,000
99	287,400	362,600	427,400	99	285,500	360,800	426,300
100	288,100	364,200	427,700	100	286,300	362,500	426,600
101	288,700	365,800	428,100	101	286,900	364,100	427,000
102	289,400	367,400	428,400	102	287,600	365,700	427,300
103	290,200	369,000	428,700	103	288,400	367,400	427,600
104	290,900	370,600	429,000	104	289,200	369,100	427,900
105	291,600	372,300	429,200	105	290,000	370,800	428,100
106	292,300	373,800	429,900	106	290,700	372,300	428,800
107	293,000	375,200	430,600	107	291,400	373,800	429,500

108	293,500	376,700	431,200	108	292,000	375,400	430,100
109	293,900	378,100	431,800	109	292,500	376,800	430,700
110	294,400	379,600	432,500	110	293,100	378,300	431,400
111	294,900	381,000	433,200	111	293,700	379,700	432,100
112	295,400	382,400	433,900	112	294,300	381,200	432,800
113	295,700	383,900	434,400	113	294,600	382,700	433,300
114	296,200	385,300	435,100	114	295,200	384,100	434,000
115	296,800	386,600	435,800	115	295,800	385,500	434,700
116	297,300	387,900	436,500	116	296,300	386,900	435,400
117	297,700	389,200	437,100	117	296,700	388,200	436,000
118	298,300	389,900	437,800	118	297,300	388,900	436,700
119	298,800	390,600	438,500	119	297,800	389,600	437,400
120	299,300	391,300	439,200	120	298,300	390,300	438,100
121	299,700	391,800	439,800	121	298,700	390,800	438,700
122		392,500		122		391,500	
123		393,200		123		392,200	
124		393,800		124		392,800	
125		394,300		125		393,300	
126		394,900		126		393,900	
127		395,500		127		394,500	
128		396,100		128		395,100	
129		396,600		129		395,600	
130		397,300		130		396,300	
131		397,900		131		396,900	
132		398,400		132		397,400	
133		398,900		133		397,900	
134		399,500		134		398,500	
135		400,100		135		399,100	
136		400,700		136		399,700	
137		401,200		137		400,200	
138		401,800		138		400,800	
139		402,400		139		401,400	
140		403,000		140		402,000	
141		403,400		141		402,400	
142		403,800		142		402,800	
143		404,200		143		403,200	
144		404,600		144		403,600	
145		405,000		145		404,000	
146		405,400		146		404,400	
147		405,800		147		404,800	
148		406,200		148		405,200	
149		406,600		149		405,600	
150		407,000		150		406,000	
151		407,400		151		406,400	
152		407,800		152		406,800	
153		408,200		153		407,200	
154		408,600		154		407,600	
155		409,000		155		408,000	
156		409,300		156		408,300	
157		409,600		157		408,600	
158		409,900		158		408,900	
159		410,200		159		409,200	
160		410,500		160		409,500	
161		410,800		161		409,800	
162		411,100		162		410,100	
163		411,400		163		410,400	
164		411,700		164		410,700	
165		412,000		165		411,000	
166		412,300		166		411,300	

	167		412,600	
	168		412,800	
	169		413,000	
	170		413,600	
	171		414,300	
	172		414,900	
	173		415,400	
	174		415,900	
	175		416,500	
	176		417,100	
	177		417,800	
	178		418,300	
	179		418,900	
	180		419,500	
	181		420,200	
	182		420,700	
	183		421,300	
	184		421,900	
	185		422,500	
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		220,700	274,200	341,100

備考 [略]

	167		411,600	
	168		411,800	
	169		412,000	
	170		412,600	
	171		413,300	
	172		413,900	
	173		414,400	
	174		414,900	
	175		415,500	
	176		416,100	
	177		416,800	
	178		417,300	
	179		417,900	
	180		418,500	
	181		419,200	
	182		419,700	
	183		420,300	
	184		420,900	
	185		421,500	
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		219,700	273,200	340,000

備考 [略]

エ [略]  
オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	174,600	190,900	282,100	300,200	407,900
	2	176,100	193,000	284,200	302,800	409,400
	3	177,700	195,100	286,300	305,400	410,900
	4	179,200	197,200	288,400	308,000	412,300
	5	180,900	199,300	290,600	310,500	413,600
	6	182,800	201,500	292,700	312,600	415,000
	7	184,600	203,600	294,800	314,600	416,400
	8	186,500	205,700	296,900	316,700	417,800
	9	188,300	207,900	298,900	318,800	419,200
	10	190,400	210,300	300,800	321,100	420,600
	11	192,400	212,700	302,700	323,400	422,000
	12	194,400	215,000	304,700	325,700	423,300
	13	196,400	217,300	306,700	328,100	424,600
	14	198,500	218,900	309,400	330,000	426,000
	15	200,600	220,500	312,100	331,800	427,400
	16	202,700	222,100	314,600	333,600	428,800
	17	205,000	223,800	317,000	335,600	430,000
	18	207,100	224,900	319,300	337,700	431,300
	19	209,200	226,000	321,600	339,700	432,500
	20	211,200	227,100	323,900	341,700	433,800
	21	213,400	228,200	326,200	343,800	434,900
	22	214,700	229,900	328,100	345,500	436,100
	23	216,000	231,600	330,000	347,200	437,400
	24	217,300	233,200	331,900	348,900	438,700
	25	218,500	234,700	333,700	350,600	440,000
	26	219,700	236,600	335,700	352,300	441,200
	27	220,900	238,500	337,700	354,000	442,200
	28	222,100	240,400	339,700	355,700	443,300
	29	223,300	242,300	341,400	357,500	444,500
	30	224,800	244,700	343,400	359,100	445,300
	31	226,300	247,200	345,400	360,700	446,100
	32	227,800	249,600	347,300	362,200	447,000
	33	229,200	252,000	349,200	363,700	447,900
	34	230,800	254,300	350,600	365,200	448,400
	35	232,400	256,600	351,900	366,800	448,900
	36	234,000	258,900	353,200	368,500	449,400
	37	235,400	261,200	354,500	370,300	449,900
	38	236,800	263,500	356,200	371,800	450,400
	39	238,200	265,800	357,900	373,200	450,900
	40	239,600	268,100	359,600	374,600	451,400
	41	241,000	270,300	361,200	375,700	451,900
	42	242,200	272,600	362,700	377,100	452,400
	43	243,500	274,800	364,100	378,500	452,900
	44	244,800	277,000	365,500	380,000	453,400
	45	246,100	279,200	366,600	381,400	453,900
	46	247,300	281,400	367,800	383,000	454,400
	47	248,600	283,400	369,100	384,500	454,900
	48	249,800	285,400	370,400	386,000	455,400
	49	251,000	287,500	371,600	387,300	455,900
50	252,200	289,200	373,100	388,800	456,400	

エ [略]  
オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	161,800	177,700	275,100	293,300	406,200
	2	163,300	179,800	277,200	295,900	407,700
	3	164,800	181,900	279,300	298,800	409,200
	4	166,300	184,000	281,400	301,300	410,700
	5	168,000	186,000	283,600	303,800	412,100
	6	169,900	188,100	285,800	306,000	413,500
	7	171,700	190,200	288,100	308,200	415,000
	8	173,500	192,300	290,200	310,400	416,600
	9	175,300	194,500	292,300	312,500	418,000
	10	177,400	197,100	294,200	315,000	419,400
	11	179,400	199,700	296,100	317,500	420,800
	12	181,300	202,300	298,100	320,000	422,100
	13	183,200	205,000	300,200	322,400	423,400
	14	185,300	206,700	302,900	324,400	424,800
	15	187,400	208,400	305,600	326,400	426,200
	16	189,500	210,100	308,300	328,400	427,600
	17	191,800	211,900	310,700	330,500	428,800
	18	194,100	213,500	313,100	332,700	430,100
	19	196,500	215,100	315,400	334,900	431,300
	20	198,900	216,700	317,800	336,900	432,600
	21	201,300	218,100	320,200	339,100	433,700
	22	202,900	220,000	322,200	341,100	434,900
	23	204,500	221,900	324,200	343,100	436,200
	24	206,100	223,800	326,200	344,900	437,500
	25	207,500	225,300	328,100	346,600	438,800
	26	209,000	227,300	330,200	348,400	440,000
	27	210,500	229,300	332,400	350,300	441,000
	28	212,000	231,300	334,600	352,200	442,100
	29	213,500	233,200	336,500	354,000	443,300
	30	215,200	235,900	338,600	355,800	444,100
	31	216,900	238,600	340,700	357,500	444,900
	32	218,600	241,300	342,700	359,400	445,800
	33	220,000	243,900	344,700	360,900	446,700
	34	221,700	246,500	346,300	362,600	447,200
	35	223,400	249,100	347,800	364,200	447,700
	36	225,100	251,800	349,200	366,000	448,200
	37	226,600	254,300	350,600	367,900	448,700
	38	228,300	256,800	352,400	369,400	449,200
	39	230,000	259,300	354,200	370,800	449,700
	40	231,700	261,600	355,900	372,400	450,200
	41	233,300	264,000	357,800	373,500	450,700
	42	234,900	266,300	359,600	374,900	451,200
	43	236,500	268,500	361,200	376,300	451,700
	44	238,100	270,700	362,900	377,800	452,200
	45	239,700	272,900	364,000	379,200	452,700
	46	241,100	275,100	365,300	380,800	453,200
	47	242,500	277,200	366,600	382,400	453,700
	48	243,900	279,100	368,000	383,900	454,200
	49	245,100	281,400	369,400	385,300	454,700
50	246,400	283,200	370,900	386,800	455,200	

51	253,400	290,900	374,500	390,200	456,900	51	247,700	285,000	372,300	388,300	455,700
52	254,600	292,600	376,000	391,500	457,400	52	248,900	286,800	373,800	389,700	456,200
53	255,700	294,200	377,200	392,700	457,900	53	250,000	288,400	375,000	390,900	456,700
54	256,900	296,300	378,600	394,000	458,400	54	251,200	290,600	376,400	392,200	457,200
55	258,100	298,400	380,000	395,100	458,900	55	252,400	292,800	377,800	393,300	457,700
56	259,200	300,500	381,200	396,200	459,400	56	253,500	295,000	379,100	394,400	458,200
57	260,300	302,500	381,800	397,400	459,900	57	254,700	297,000	379,700	395,800	458,700
58	261,300	304,700	383,000	398,600		58	255,800	299,500	380,900	397,000	
59	262,300	306,900	384,200	399,800		59	256,900	301,700	382,100	398,200	
60	263,300	309,100	385,200	401,000		60	258,000	304,400	383,200	399,500	
61	264,300	311,300	385,800	402,100		61	259,100	306,600	384,000	400,700	
62	265,100	313,600	387,000	403,100		62	260,000	309,000	385,200	401,700	
63	265,900	315,800	388,000	404,400		63	260,900	311,300	386,200	403,100	
64	266,700	318,000	389,100	405,600		64	261,800	313,600	387,300	404,400	
65	267,500	320,300	390,300	406,800		65	262,800	315,900	388,500	405,600	
66	268,700	322,000	391,300	407,900		66	264,200	317,800	389,500	406,700	
67	269,900	323,700	392,300	409,000		67	265,400	319,600	390,600	407,900	
68	271,100	325,400	393,400	410,100		68	266,800	321,400	391,800	409,000	
69	272,400	327,100	394,200	411,100		69	268,300	323,300	392,600	410,000	
70	273,600	329,100	395,200	412,300		70	269,700	325,400	393,700	411,200	
71	274,900	331,100	396,200	413,500		71	271,100	327,600	394,800	412,400	
72	276,200	333,100	397,200	414,700		72	272,400	329,600	395,900	413,600	
73	277,200	334,900	398,200	415,300		73	273,400	331,700	396,900	414,200	
74	278,200	336,900	399,100	416,100		74	274,500	333,800	397,800	415,000	
75	279,300	338,800	400,000	416,800		75	275,800	336,000	398,800	415,700	
76	280,400	340,700	400,900	417,300		76	276,900	338,200	399,800	416,200	
77	281,500	342,500	401,700	417,600		77	278,300	340,000	400,600	416,500	
78	282,500	344,300	402,700	418,000		78	279,400	341,900	401,600	416,900	
79	283,500	346,100	403,600	418,400		79	280,500	343,700	402,500	417,300	
80	284,500	347,900	404,600	418,800		80	281,600	345,500	403,500	417,700	
81	285,300	349,700	405,300	419,100		81	282,700	347,300	404,200	418,000	
82	286,200	351,400	406,100	419,500		82	283,600	349,100	405,000	418,400	
83	287,000	352,900	406,800	419,900		83	284,600	350,600	405,700	418,800	
84	287,900	354,500	407,500	420,200		84	285,600	352,400	406,400	419,100	
85	288,800	355,700	408,000	420,500		85	286,500	353,600	406,900	419,400	
86	289,600	357,300	408,700	420,900		86	287,400	355,200	407,600	419,800	
87	290,400	358,800	409,200	421,300		87	288,200	356,700	408,100	420,200	
88	291,200	360,300	409,900	421,600		88	289,200	358,200	408,800	420,500	
89	292,200	361,600	410,400	421,900		89	290,300	359,500	409,300	420,800	
90	293,100	362,900	410,700	422,200		90	291,200	360,800	409,600	421,100	
91	294,000	364,200	410,900	422,500		91	292,100	362,200	409,800	421,400	
92	294,700	365,600	411,100	422,700		92	292,900	363,600	410,000	421,600	
93	295,000	367,000	411,400	422,900		93	293,200	365,100	410,300	421,800	
94	295,700	368,300	411,700	423,200		94	293,900	366,400	410,600	422,100	
95	296,400	369,500	412,000	423,500		95	294,600	367,700	410,900	422,400	
96	297,100	370,700	412,300	423,700		96	295,400	368,900	411,200	422,600	
97	297,800	371,700	412,700	423,900		97	296,200	369,900	411,600	422,800	
98	298,600	372,600	413,000	424,200		98	297,000	370,900	411,900	423,100	
99	299,400	373,500	413,300	424,500		99	297,800	371,900	412,200	423,400	
100	300,100	374,400	413,600	424,700		100	298,500	372,900	412,500	423,600	
101	300,800	375,300	413,800	424,900		101	299,400	373,800	412,800	423,800	
102	301,200	376,300	414,100	425,200		102	299,900	374,800	413,100	424,100	
103	301,600	377,200	414,400	425,500		103	300,400	375,800	413,400	424,400	
104	302,000	378,100	414,700	425,700		104	300,900	376,800	413,700	424,600	
105	302,200	378,900	415,000	425,900		105	301,100	377,600	414,000	424,800	
106	302,500	379,800	415,300	426,200		106	301,500	378,500	414,300	425,100	
107	302,800	380,700	415,600	426,500		107	301,800	379,400	414,600	425,400	

108	303,000	381,600	415,900	426,700	108	302,000	380,400	414,900	425,600
109	303,200	382,400	416,200	426,900	109	302,200	381,200	415,200	425,800
110	303,400	383,400	416,500	427,200	110	302,400	382,200	415,500	426,100
111	303,700	384,400	416,800	427,500	111	302,700	383,200	415,800	426,400
112	304,000	385,300	417,100	427,700	112	303,000	384,200	416,100	426,600
113	304,200	385,900	417,400	427,900	113	303,200	384,800	416,400	426,800
114		386,700	417,700		114		385,700	416,700	
115		387,600	418,000		115		386,600	417,000	
116		388,500	418,300		116		387,500	417,300	
117		389,300	418,600		117		388,300	417,600	
118		390,000	418,900		118		389,000	417,900	
119		390,800	419,200		119		389,800	418,200	
120		391,600	419,500		120		390,600	418,500	
121		392,200	419,800		121		391,200	418,800	
122		393,000	420,100		122		392,000	419,100	
123		393,700	420,400		123		392,700	419,400	
124		394,400	420,700		124		393,400	419,700	
125		395,000	421,000		125		394,000	420,000	
126		395,700			126		394,700		
127		396,200			127		395,200		
128		396,800			128		395,800		
129		397,500			129		396,500		
130		398,100			130		397,100		
131		398,600			131		397,600		
132		399,100			132		398,100		
133		399,400			133		398,400		
134		399,700			134		398,700		
135		400,000			135		399,000		
136		400,300			136		399,300		
137		400,600			137		399,600		
138		400,900			138		399,900		
139		401,200			139		400,200		
140		401,500			140		400,500		
141		401,800			141		400,800		
142		402,100			142		401,100		
143		402,400			143		401,400		
144		402,700			144		401,700		
145		402,900			145		401,900		
146		403,200			146		402,200		
147		403,500			147		402,500		
148		403,700			148		402,700		
149		403,900			149		402,900		
150		404,200			150		403,200		
151		404,500			151		403,500		
152		404,700			152		403,700		
153		404,900			153		403,900		
154		405,200			154		404,200		
155		405,500			155		404,500		
156		405,700			156		404,700		
157		405,900			157		404,900		
158		406,200			158		405,200		
159		406,500			159		405,500		
160		406,700			160		405,700		
161		406,900			161		405,900		
162		407,200			162		406,200		
163		407,500			163		406,500		
164		407,700			164		406,700		
165		407,900			165		406,900		
166		408,200			166		407,200		

	167		408,500			
	168		408,700			
	169		408,900			
	170		409,200			
	171		409,500			
	172		409,700			
	173		409,900			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		225,700	271,600	298,600	325,000	405,900

備考 [略]

	167		407,500			
	168		407,700			
	169		407,900			
	170		408,200			
	171		408,500			
	172		408,700			
	173		408,900			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		224,700	270,600	297,600	323,900	404,700

備考 [略]



別表第4 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	230,800	290,900	368,500	452,600
	2	233,300	293,900	371,100	455,300
	3	235,800	296,900	373,700	458,000
	4	238,300	299,900	376,300	460,700
	5	240,800	302,900	378,900	463,200
	6	243,300	306,000	381,300	465,800
	7	245,800	309,100	383,700	468,400
	8	248,300	312,200	386,100	471,000
	9	250,900	315,300	388,500	473,400
	10	253,400	318,300	391,000	475,800
	11	255,900	321,300	393,500	478,200
	12	258,400	324,400	396,000	480,500
	13	260,800	327,400	398,400	482,700
	14	263,500	330,100	400,900	485,100
	15	266,200	332,800	403,400	487,500
	16	268,900	335,400	405,900	489,900
	17	271,400	337,900	408,200	492,300
	18	274,200	340,400	410,700	494,600
	19	277,000	342,800	413,200	497,000
	20	279,800	345,200	415,700	499,400
	21	282,400	347,500	418,000	501,400
	22	285,000	349,700	420,700	503,800
	23	287,600	352,000	423,300	506,100
	24	290,200	354,200	425,900	508,300
	25	292,900	356,400	428,500	510,500
	26	295,900	359,100	431,100	512,700
	27	298,900	361,700	433,700	514,800
	28	301,900	364,300	436,300	516,900
	29	304,700	366,800	438,900	518,800
	30	307,600	369,500	441,400	521,000
	31	310,500	372,000	443,900	523,200
	32	313,400	374,500	446,400	525,400
	33	316,100	376,900	448,800	527,200
	34	319,000	379,300	451,100	529,200
	35	321,700	381,700	453,400	531,200
	36	324,400	384,100	455,700	533,200
	37	327,100	386,300	458,000	534,900
	38	329,300	389,000	460,100	536,700
	39	331,500	391,700	462,300	538,400
	40	333,700	394,300	464,500	540,100
	41	335,700	396,800	466,700	541,600
	42	337,500	399,400	468,800	543,200
	43	339,300	401,600	470,900	544,700
	44	341,100	403,800	473,000	546,300
	45	342,900	405,900	475,000	547,700
	46	344,900	408,100	477,200	549,200
	47	346,900	410,400	479,400	550,700
	48	348,500	412,800	481,400	552,100
	49	350,100	415,200	483,400	553,600
	50	351,900	417,600	485,600	554,800
	51	353,700	419,900	487,800	556,000
	52	355,500	422,200	490,000	557,200
53	357,100	424,400	491,800	558,100	

別表第4 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	219,700	283,200	362,200	449,800
	2	222,200	286,200	365,000	452,500
	3	224,700	289,200	367,600	455,200
	4	227,200	292,200	370,300	457,900
	5	229,700	295,200	373,100	460,400
	6	232,200	298,300	375,700	463,000
	7	234,700	301,400	378,300	465,600
	8	237,200	304,500	380,900	468,200
	9	239,800	307,600	383,600	470,600
	10	242,400	310,600	386,200	473,100
	11	245,000	313,600	388,800	475,600
	12	247,600	316,700	391,400	478,100
	13	250,200	319,700	394,100	480,300
	14	253,000	322,400	396,800	482,700
	15	255,800	325,100	399,500	485,100
	16	258,600	327,700	402,200	487,500
	17	261,200	330,400	404,700	489,900
	18	264,200	332,900	407,400	492,300
	19	267,200	335,400	410,100	494,700
	20	270,200	337,900	412,800	497,100
	21	273,200	340,300	415,200	499,300
	22	276,200	342,700	417,900	501,700
	23	279,200	345,100	420,600	504,100
	24	282,200	347,500	423,200	506,400
	25	285,200	350,000	425,800	508,600
	26	288,200	352,800	428,400	510,800
	27	291,300	355,400	431,000	513,000
	28	294,300	358,200	433,600	515,200
	29	297,300	361,000	436,200	517,200
	30	300,100	363,800	438,800	519,400
	31	303,000	366,400	441,400	521,600
	32	305,900	369,100	444,000	523,800
	33	308,700	371,600	446,400	525,600
	34	311,600	374,100	448,700	527,600
	35	314,300	376,600	451,000	529,600
	36	317,000	379,100	453,300	531,600
	37	319,900	381,700	455,700	533,300
	38	322,100	384,500	457,900	535,100
	39	324,300	387,300	460,100	536,800
	40	326,500	390,100	462,300	538,600
	41	328,800	392,800	464,600	540,100
	42	330,800	395,400	466,800	541,700
	43	332,800	397,900	469,000	543,200
	44	334,800	400,500	471,200	544,800
	45	336,700	402,600	473,300	546,200
	46	338,700	405,000	475,500	547,700
	47	340,800	407,400	477,700	549,200
	48	342,800	409,900	479,900	550,600
	49	344,500	412,400	481,900	552,100
	50	346,400	414,800	484,100	553,300
	51	348,300	417,200	486,300	554,500
	52	350,200	419,600	488,500	555,700
53	351,900	421,800	490,300	556,600	

54	358,600	426,700	493,900	559,000
55	360,100	429,100	496,000	559,900
56	361,600	431,500	498,100	560,800
57	363,100	433,600	500,000	561,700
58	364,800	435,900	501,600	562,600
59	366,500	438,100	503,200	563,500
60	368,200	440,300	504,800	564,400
61	369,700	442,500	506,300	565,300
62	371,300	444,700	507,700	566,200
63	372,900	446,900	509,100	567,100
64	374,400	449,100	510,400	567,900
65	376,000	451,300	511,900	568,900
66	377,700	453,500	512,800	569,800
67	379,400	455,700	513,500	570,700
68	381,100	457,900	514,400	571,600
69	382,900	459,700	515,100	572,600
70	384,500	461,700	515,800	573,500
71	386,100	463,700	516,600	574,400
72	387,700	465,700	517,400	575,300
73	389,300	467,600	518,300	576,300
74	390,400	468,500	519,100	577,200
75	391,500	469,400	519,800	578,100
76	392,600	470,200	520,500	579,000
77	393,700	471,100	521,400	580,000
78	394,800	471,900	522,200	580,900
79	395,900	472,600	523,000	581,800
80	397,000	473,300	523,800	582,700
81	398,200	474,100	524,700	583,700
82	398,800	474,700	525,500	584,600
83	399,400	475,400	526,300	585,500
84	400,000	476,100	527,100	586,400
85	400,400	476,800	528,000	587,400
86		477,400		
87		478,100		
88		478,800		
89		479,200		
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	284,300	337,200	378,300	444,700

備考 [略]

54	353,600	424,200	492,400	557,500
55	355,300	426,600	494,500	558,400
56	356,900	429,000	496,600	559,300
57	358,700	431,100	498,500	560,200
58	360,500	433,400	500,100	561,100
59	362,400	435,700	501,700	562,000
60	364,300	438,000	503,300	562,900
61	366,000	440,200	504,800	563,800
62	367,800	442,400	506,200	564,700
63	369,600	444,700	507,600	565,600
64	371,300	447,000	508,900	566,400
65	373,100	449,200	510,400	567,400
66	374,900	451,400	511,300	568,300
67	376,600	453,600	512,000	569,200
68	378,400	455,800	512,900	570,100
69	380,300	457,800	513,600	571,100
70	382,000	459,900	514,300	572,000
71	383,600	462,000	515,100	572,900
72	385,300	464,100	515,900	573,800
73	386,900	466,000	516,800	574,800
74	388,000	466,900	517,600	575,700
75	389,100	467,800	518,300	576,600
76	390,200	468,700	519,000	577,500
77	391,400	469,600	519,900	578,500
78	392,500	470,400	520,700	579,400
79	393,600	471,200	521,500	580,300
80	394,700	471,900	522,300	581,200
81	395,900	472,700	523,200	582,200
82	396,500	473,400	524,000	583,100
83	397,100	474,100	524,800	584,000
84	397,700	474,800	525,600	584,900
85	398,100	475,500	526,500	585,900
86		476,100		
87		476,800		
88		477,500		
89		477,900		
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	283,000	335,900	376,900	443,200

備考 [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	159,500	185,300	217,200	258,600	270,700	306,600
	2	160,600	187,000	219,000	260,600	272,800	309,300
	3	161,700	188,700	220,800	262,600	274,900	312,000
	4	162,800	190,400	222,500	264,600	277,000	314,700
	5	163,900	192,000	224,200	266,500	278,900	317,300
	6	165,000	193,700	225,900	268,400	281,000	320,000
	7	166,100	195,400	227,600	270,300	283,100	322,800
	8	167,200	197,100	229,400	272,200	285,300	325,600
	9	168,500	198,600	231,200	274,100	287,500	328,300
	10	169,900	200,300	232,900	276,100	289,600	331,100
	11	171,200	201,900	234,600	278,100	291,600	333,900
	12	172,500	203,500	236,200	280,100	293,700	336,700
	13	173,600	205,100	237,800	281,900	295,600	339,500
	14	174,900	206,900	239,600	283,900	297,400	342,300
	15	176,200	208,700	241,400	285,900	299,200	345,000
	16	177,500	210,500	243,000	287,900	301,000	347,700
	17	179,000	212,100	244,700	289,800	302,700	350,400
	18	180,600	214,100	246,600	291,600	304,800	353,200
	19	182,200	216,100	248,500	293,400	306,900	355,900
	20	183,800	218,100	250,400	295,200	309,000	358,600
	21	185,300	220,100	252,300	297,100	311,000	361,300
	22	187,000	221,700	254,300	299,200	313,100	364,000
	23	188,700	223,300	256,300	301,300	315,100	366,500
	24	190,400	224,900	258,300	303,300	317,100	369,000
	25	192,000	226,400	260,100	305,200	319,200	371,300
	26	193,700	227,800	261,900	307,100	321,400	373,900
	27	195,400	229,300	263,700	309,100	323,600	376,500
	28	197,100	230,800	265,500	311,100	325,800	379,100
	29	198,600	232,300	267,300	313,100	327,900	381,500
	30	200,300	233,900	269,300	315,000	330,000	384,000
	31	201,900	235,500	271,300	317,000	332,200	386,500
	32	203,500	237,100	273,300	318,900	334,400	388,900
	33	205,100	238,700	275,100	320,800	336,200	391,300
	34	206,900	240,500	277,000	322,800	338,200	393,800
	35	208,700	242,300	279,000	324,700	340,100	396,200
	36	210,500	244,000	280,900	326,600	342,000	398,500
	37	212,100	245,700	282,700	328,500	343,800	400,600
	38	213,000	247,400	284,500	330,500	345,600	402,600
	39	213,900	249,100	286,200	332,400	347,400	404,600
	40	214,800	250,800	288,000	334,300	349,200	406,600
	41	215,800	252,400	289,800	336,200	350,900	408,600
	42	216,600	253,800	291,600	338,200	352,700	410,700
	43	217,400	255,200	293,200	340,100	354,400	412,700
	44	218,200	256,600	295,000	342,000	356,100	414,600
	45	218,900	257,900	296,700	343,800	357,900	416,200
	46	219,900	259,800	298,600	345,400	359,500	418,100
	47	220,900	261,700	300,400	347,000	361,000	420,100
	48	221,900	263,600	302,200	348,500	362,500	422,000
	49	222,700	265,400	304,100	350,000	364,000	423,800
	50	223,700	267,200	306,000	351,300	365,600	425,500
	51	224,700	269,100	307,900	352,500	367,100	427,200
	52	225,700	271,000	309,700	353,700	368,700	428,900
53	226,600	273,000	311,600	354,900	370,300	430,600	

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	147,500	173,600	211,100	253,300	266,300	304,200
	2	148,600	175,400	212,900	255,300	268,400	306,900
	3	149,700	177,200	214,700	257,300	270,500	309,600
	4	150,800	179,000	216,400	259,300	272,600	312,300
	5	151,900	180,600	218,100	261,200	274,500	314,900
	6	153,000	182,400	219,800	263,200	276,600	317,600
	7	154,100	184,200	221,500	265,200	278,700	320,400
	8	155,200	186,000	223,300	267,200	280,900	323,200
	9	156,500	187,600	225,100	269,300	283,100	325,900
	10	157,900	189,300	226,900	271,400	285,300	328,700
	11	159,200	191,200	228,700	273,500	287,400	331,500
	12	160,500	193,100	230,400	275,600	289,600	334,300
	13	161,600	195,000	232,100	277,500	291,500	337,100
	14	162,900	197,000	233,900	279,600	293,400	339,900
	15	164,200	198,900	235,700	281,700	295,300	342,600
	16	165,500	200,900	237,400	283,800	297,200	345,300
	17	167,000	202,900	239,100	285,800	299,200	348,000
	18	168,700	205,200	241,000	287,700	301,400	350,800
	19	170,400	207,500	243,000	289,600	303,600	353,500
	20	172,100	209,800	245,000	291,500	305,800	356,200
	21	173,600	211,900	247,000	293,700	308,000	358,900
	22	175,400	213,700	249,000	295,900	310,300	361,600
	23	177,200	215,500	251,000	298,100	312,500	364,100
	24	179,000	217,300	253,000	300,200	314,700	366,700
	25	180,600	219,100	254,900	302,300	316,800	369,000
	26	182,400	220,900	256,800	304,400	319,000	371,600
	27	184,200	222,700	258,700	306,500	321,200	374,200
	28	186,000	224,500	260,700	308,600	323,500	376,800
	29	187,600	226,200	262,800	310,700	325,600	379,200
	30	189,300	228,100	264,800	312,700	327,900	381,800
	31	191,200	229,900	266,900	314,700	330,100	384,300
	32	193,100	231,700	269,000	316,700	332,400	386,800
	33	195,000	233,300	271,000	318,600	334,200	389,300
	34	197,000	235,100	273,000	320,600	336,200	391,800
	35	198,900	236,900	275,000	322,600	338,100	394,200
	36	200,900	238,600	277,000	324,600	340,000	396,600
	37	202,900	240,300	278,800	326,500	341,800	398,700
	38	204,200	242,100	280,700	328,500	343,700	400,800
	39	205,500	243,800	282,600	330,500	345,600	402,800
	40	206,800	245,500	284,500	332,400	347,400	404,800
	41	208,100	247,100	286,500	334,300	349,100	406,900
	42	209,200	248,700	288,500	336,300	350,900	409,000
	43	210,500	250,300	290,300	338,300	352,700	411,000
	44	211,800	251,900	292,100	340,200	354,400	413,000
	45	213,100	253,500	294,000	342,100	356,200	414,800
	46	214,200	255,500	296,000	343,700	357,800	416,700
	47	215,300	257,500	298,000	345,300	359,400	418,700
	48	216,300	259,500	299,900	346,900	361,000	420,700
	49	217,400	261,400	301,800	348,400	362,600	422,600
	50	218,500	263,400	303,800	349,700	364,200	424,300
	51	219,600	265,400	305,700	351,000	365,800	426,000
	52	220,600	267,400	307,600	352,300	367,400	427,700
53	221,500	269,500	309,500	353,500	369,000	429,400	

54	227,600	275,000	313,500	356,000	371,700	431,500	54	222,500	271,500	311,500	354,700	370,400	430,300
55	228,600	276,900	315,300	357,000	373,100	432,400	55	223,600	273,600	313,400	355,800	371,800	431,200
56	229,600	278,800	317,100	358,100	374,400	433,200	56	224,600	275,500	315,300	356,900	373,200	432,000
57	230,600	280,700	319,000	359,100	375,600	433,900	57	225,600	277,600	317,200	358,000	374,500	432,700
58	231,400	282,300	320,900	360,300	376,600	434,800	58	226,500	279,300	319,100	359,200	375,500	433,600
59	232,200	283,900	322,800	361,400	377,600	435,600	59	227,400	281,000	321,000	360,300	376,500	434,400
60	233,000	285,400	324,700	362,500	378,600	436,500	60	228,300	282,700	322,900	361,400	377,500	435,300
61	233,800	286,900	326,600	363,600	379,500	437,200	61	229,200	284,300	324,800	362,500	378,500	436,000
62	234,500	288,400	328,400	364,400	380,400	438,000	62	230,100	285,900	326,600	363,300	379,400	436,800
63	235,200	289,900	330,100	365,100	381,300	438,800	63	231,000	287,500	328,400	364,100	380,300	437,600
64	236,000	291,400	331,800	365,800	382,200	439,600	64	231,900	289,100	330,100	364,800	381,200	438,400
65	236,700	292,900	333,400	366,500	382,900	440,400	65	232,600	290,700	331,800	365,500	381,900	439,200
66	237,400	294,600	334,500	367,100	383,500	441,200	66	233,400	292,500	332,900	366,100	382,500	440,000
67	238,200	296,300	335,500	367,700	384,200	442,000	67	234,200	294,200	334,000	366,700	383,200	440,800
68	238,900	297,900	336,500	368,300	384,900	442,800	68	235,100	296,000	335,100	367,300	383,900	441,600
69	239,600	299,600	337,600	368,900	385,500	443,400	69	235,900	297,800	336,200	367,900	384,500	442,200
70	240,300	301,200	338,500	369,500	386,100	443,800	70	236,700	299,400	337,100	368,500	385,100	442,600
71	241,000	302,800	339,400	370,000	386,800	444,300	71	237,600	301,000	338,000	369,100	385,800	443,100
72	241,800	304,300	340,300	370,500	387,500	444,800	72	238,500	302,600	338,900	369,600	386,500	443,600
73	242,500	305,600	341,000	371,000	388,100	445,400	73	239,200	303,900	339,700	370,100	387,100	444,200
74	243,100	306,800	341,800	371,500	388,700	446,000	74	240,000	305,300	340,600	370,600	387,700	444,800
75	243,800	308,200	342,600	372,000	389,400	446,600	75	240,900	306,700	341,500	371,100	388,400	445,400
76	244,500	309,600	343,400	372,500	390,100	446,900	76	241,600	308,100	342,300	371,600	389,100	445,700
77	245,200	311,000	344,200	373,000	390,700	447,200	77	242,400	309,500	343,100	372,100	389,700	446,000
78	245,800	312,400	344,800	373,500	391,300	447,700	78	243,200	310,900	343,700	372,600	390,300	446,500
79	246,300	313,800	345,400	374,000	392,000	448,200	79	243,800	312,300	344,300	373,100	391,000	447,000
80	246,800	315,000	345,900	374,500	392,600	448,600	80	244,400	313,600	344,900	373,600	391,600	447,400
81	247,300	316,100	346,500	375,000	393,300	449,000	81	244,900	314,700	345,500	374,100	392,300	447,800
82	247,800	317,100	347,000	375,500	394,000	449,400	82	245,600	315,700	346,000	374,600	393,000	448,200
83	248,200	318,100	347,500	376,000	394,500	449,900	83	246,200	316,700	346,500	375,100	393,500	448,700
84	248,600	319,000	348,000	376,400	395,100	450,400	84	246,700	317,700	347,000	375,500	394,100	449,200
85	249,000	319,800	348,500	376,800	395,700	450,800	85	247,200	318,500	347,500	375,900	394,700	449,600
86	249,500	320,500	348,900	377,200	396,300	451,200	86	247,700	319,200	347,900	376,300	395,300	450,000
87	250,000	321,200	349,200	377,600	397,000	451,600	87	248,200	319,900	348,200	376,700	396,000	450,400
88	250,400	321,800	349,500	378,000	397,600	452,000	88	248,700	320,600	348,500	377,100	396,700	450,800
89	250,800	322,500	349,800	378,400	398,300	452,400	89	249,100	321,300	348,800	377,500	397,400	451,200
90	251,300	323,200	350,100	378,800	398,900	452,800	90	249,600	322,000	349,100	377,900	398,000	451,600
91	251,800	323,800	350,400	379,200	399,500	453,200	91	250,100	322,700	349,400	378,300	398,600	452,000
92	252,300	324,300	350,700	379,500	400,000	453,600	92	250,600	323,300	349,700	378,600	399,100	452,400
93	252,700	324,900	351,000	379,800	400,500	453,900	93	251,000	323,900	350,000	378,900	399,600	452,700
94	253,200	325,400	351,300	380,200	401,000	454,600	94	251,500	324,400	350,300	379,300	400,100	453,400
95	253,700	325,900	351,600	380,600	401,500	455,300	95	252,000	324,900	350,600	379,700	400,600	454,100
96	254,200	326,400	351,900	380,900	402,000	456,000	96	252,500	325,400	350,900	380,000	401,100	454,800
97	254,600	326,900	352,200	381,200	402,500	456,800	97	252,900	326,000	351,200	380,300	401,600	455,600
98		327,400	352,400	381,600	402,900	457,600	98		326,500	351,500	380,700	402,000	456,400
99		327,900	352,700	382,000	403,300	458,400	99		327,000	351,800	381,100	402,400	457,200
100		328,400	353,000	382,300	403,700	459,200	100		327,500	352,100	381,400	402,800	458,000
101		328,900	353,200	382,600	404,200	460,100	101		328,000	352,300	381,700	403,300	458,900
102			353,500	383,000	404,600		102			352,600	382,100	403,700	
103			353,800	383,300	405,000		103			352,900	382,400	404,100	
104			354,000	383,600	405,400		104			353,100	382,700	404,500	
105			354,200	383,900	405,800		105			353,300	383,000	404,900	
106			354,500	384,200	406,200		106			353,600	383,300	405,300	
107			354,800	384,500	406,600		107			353,900	383,600	405,700	
108			355,000	384,800	407,000		108			354,100	383,900	406,100	
109			355,200	385,000	407,300		109			354,300	384,100	406,400	
110			355,500	385,300	407,700		110			354,600	384,400	406,800	

111			355,700	385,600	408,100		
112			355,900	385,800	408,500		
113			356,100	386,000	408,800		
114			356,400	386,200	409,200		
115			356,600	386,400	409,600		
116			356,800	386,600	410,000		
117			357,000	386,800	410,300		
118			357,200	387,000	410,700		
119			357,400	387,200	411,100		
120			357,600	387,400	411,500		
121			357,800	387,600	411,800		
122			358,000				
123			358,200				
124			358,400				
125			358,600				
126			358,800				
127			359,000				
128			359,100				
129			359,200				
130			359,400				
131			359,600				
132			359,700				
133			359,800				
134			360,000				
135			360,200				
136			360,300				
137			360,400				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		184,500	207,300	253,600	287,200	304,500	328,100

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。

111			354,800	384,700	407,200		
112			355,000	384,900	407,600		
113			355,200	385,100	407,900		
114			355,500	385,300	408,300		
115			355,700	385,500	408,700		
116			355,900	385,700	409,100		
117			356,100	385,900	409,400		
118			356,300	386,100	409,800		
119			356,500	386,300	410,200		
120			356,700	386,500	410,600		
121			356,900	386,700	410,900		
122			357,100				
123			357,300				
124			357,500				
125			357,700				
126			357,900				
127			358,100				
128			358,200				
129			358,300				
130			358,500				
131			358,700				
132			358,800				
133			358,900				
134			359,100				
135			359,300				
136			359,400				
137			359,500				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600	327,000

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第5 指定職給料表（第3条関係）		別表第5 指定職給料表（第3条関係）	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	699,000	1	697,000
2	753,000	2	751,000
3	810,000	3	808,000
4	887,000	4	884,000
5	956,000	5	953,000
6	1,024,000	6	1,021,000
7	1,097,000	7	1,094,000
8	1,163,000	8	1,160,000
備考	[略]	備考	[略]

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の125</u>(特別職に属する者にあつては<u>100分の227.5</u>(公営企業の管理者にあつては<u>100分の230</u>)、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。)(以下これらを「特定幹部職員」という。))にあつては<u>100分の105</u>、特定任期付職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))にあつては<u>100分の230</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の120</u>(特別職に属する者にあつては<u>100分の217.5</u>(公営企業の管理者にあつては<u>100分の220</u>)、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。)(以下これらを「特定幹部職員」という。))にあつては<u>100分の100</u>、特定任期付職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))にあつては<u>100分の220</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(1)～(4) [略]

3 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4、5 [略]

(勤勉手当)

第3条 [略]

2 勤勉手当の額は、算定基礎額に、100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)」とあるのは、「100分の50(特定幹部職員にあつては100分の60)」とする。

4～6 [略]

附 則

1～18 [略]

19 フルタイム会計年度任用職員に支

(1)～(4) [略]

3 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4、5 [略]

(勤勉手当)

第3条 [略]

2 勤勉手当の額は、算定基礎額に、100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)を乗じて得た額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)」とあるのは、「100分の47.5(特定幹部職員にあつては100分の57.5)」とする。

4～6 [略]

附 則

1～18 [略]

19 フルタイム会計年度任用職員に支



<p>給する期末手当に関する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の135</u>」とする。</p>	<p>給する期末手当に関する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の125</u>」とする。</p>
--	--

第3条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の122.5</u>(特別職に属する者にあつては<u>100分の222.5</u>(公営企業の管理者にあつては<u>100分の225</u>)、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。)(以下これらを「特定幹部職員」という。))にあつて</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の125</u>(特別職に属する者にあつては<u>100分の227.5</u>(公営企業の管理者にあつては<u>100分の230</u>)、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。)(以下これらを「特定幹部職員」という。))にあつては<u>100</u></p>

は100分の102.5、特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては100分の225）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4、5 [略]

（勤勉手当）

第3条 [略]

2 勤勉手当の額は、算定基礎額に、100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対

分の105、特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては100分の230）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4、5 [略]

（勤勉手当）

第3条 [略]

2 勤勉手当の額は、算定基礎額に、100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対

<p>する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>)」とあるのは、「<u>100分の48.75</u>(特定幹部職員にあつては<u>100分の58.75</u>)」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の105</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>)」とあるのは、「<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあつては<u>100分の60</u>)」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
--	--

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例(平成11年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。)に限り、令和5年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)第2条第2項の規定の適用については、同項中「(特別職に属す</p>	<p>特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。)に限り、令和5年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)第2条第2項の規定の適用については、同項中「(特別職に属す</p>

<p>る者にあつては<u>100分の227.5</u>(「とあるのは、「(特別職に属する者にあつては<u>100分の227.5</u>(市長にあつては<u>100分の227.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の227.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、)」とする。</p>	<p>る者にあつては<u>100分の217.5</u>(「とあるのは、「(特別職に属する者にあつては<u>100分の217.5</u>(市長にあつては<u>100分の217.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の217.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、)」とする。</p>
---	---

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年1月条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(災害待機手当)</p> <p>第35条 災害待機手当は、防災指令の発令による勤務であつて、次の各号に掲げるものに従事する職員(防災指令が発令された当日における宿直者及び日直者を除く。)に対して支給し、その額は、勤務1回につき<u>6,600円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p>	<p>(災害待機手当)</p> <p>第35条 災害待機手当は、防災指令の発令による勤務であつて、次の各号に掲げるものに従事する職員(防災指令が発令された当日における宿直者及び日直者を除く。)に対して支給し、その額は、勤務1回につき<u>6,500円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条の規定 令和6年1月1日

(2) 第3条の規定 令和6年4月1日

2 第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の規定による令和5年12月1日を基準日とする期末手当の支給を受けない会計年度任用職員の給料及びこれに相当する報酬は、改正後の給与条例の規定にかかわらず、令和5年11月30日までの間は、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年3月条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中神戸市職員の給与等に関する条例別表第1、別表第2及び別表第4の改正規定（各別表の備考を除く。）を次のように改正する。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	304,500 (327,900) (381,900)	361,700	411,700	[略]

別表第2 消防職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	304,500 (327,900) (381,900)	361,700	411,700

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	304,500	328,100	394,400	[略]

別表第2 消防職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	304,500	328,100	394,400

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	304,500 (327,900 ) (381,900 )	361,700

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	304,500	328,100

(給与等の内払)

第3条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の神戸市職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行細目の委任)

第4条 前条に定めるもののほか、第1条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。



神戸市市税条例等の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

神戸市条例第14号

神戸市市税条例等の一部を改正する等の条例

(市税条例の一部改正)

第1条 神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(過誤納金の還付及び充当)	(過誤納金の還付及び充当)
第11条 [略]	第11条 [略]
2 [略]	2 [略]
	<u>3 第27条第2項の規定により個人の市民税と併せて徴収した個人の県民税に係る徴収金で納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、当該過誤納金を市の徴収金とみなして、当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきこととな</u>

(課税標準額、税額等の端数計算)

第16条 [略]

2～7 [略]

8 第2項、第3項(市税の確定金額の全額が100円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。)及び前3項の規定の適用については、個人の市民税、第27条第2項の規定によりこれと併せて徴収する個人の県民税及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条第1項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第184条第1項の規定によりこれと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ一の市税とみなす。この場

った徴収金に充当しなければならない。

4 前2項の場合において、その徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる市税に充当しなければならない。

5 市長は、前3項の規定による充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(課税標準額、税額等の端数計算)

第16条 [略]

2～7 [略]

8 第2項、第3項(市税の確定金額の全額が100円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。)及び前3項の規定の適用については、個人の市民税とこれと併せて徴収する個人の県民税又は固定資産税とこれと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ一の市税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市民税とこれと併せて徴収する個人の県民税については、第6項中「1,000円」とあるのは、「100円」とする。

合において、特別徴収の方法により徴収する個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税に対する第6項の規定の適用については、同項中「1,000円」とあるのは、「100円」とする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の4 [略]

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付しなければならない。この場合において、当該納税義務者の同項の申告書に係る年度の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金(以下この項において「市徴収金」という。)があるときは、法第17条の2の2の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該還付をすべき市長に対し、当該還付をすべき金額(市徴収金に係る金額に相当する額を限度とす

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の4 [略]

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

る。)により市徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

3 [略]

(個人の市民税の徴収方法等)

第27条 個人の市民税の徴収については、第28条、第28条の6第1項若しくは第2項、第28条の11第1項又は第34条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

2 個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合には、法又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の県民税及び森林環境税を併せて賦課し、及び徴収するものとする。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第28条の5 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこ

3 [略]

(個人の市民税の徴収方法等)

第27条 個人の市民税の徴収については、第28条、第28条の6第1項若しくは第2項、第28条の11第1項又は第34条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

2 個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合には、当該個人の県民税を併せて賦課し、及び徴収するものとする。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第28条の5 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴

ととなつた日以後において到来する第27条の2の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第28条の13 第28条の10第1項又は第3項(第28条の11第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第27条の2第1項に規定する納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収する。

(固定資産税の徴収の方法等)

第42条 [略]

2 [略]

3 前項の規定により固定資産税を賦課した後において法第389条第1項の規定による通知が行われ、当該賦

収されないこととなつた日以後において到来する第27条の2の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに普通徴収の方法によつて徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第28条の13 第28条の10第1項又は第3項(第28条の11第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第27条の2第1項に規定する納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。

(固定資産税の徴収の方法等)

第42条 [略]

2 [略]

3 前項の規定により固定資産税を賦課した後において法第389条第1項の規定による通知が行われ、当該賦

<p>課した固定資産税額が、当該通知に基づいて算定した法第364条第6項の本算定税額（以下本項において「本算定税額」という。）を超える場合には、<u>法第17条及び法第17条の2</u>の規定の例により、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当し、前項の規定により賦課した固定資産税額が本算定税額に満たない場合には、当該通知が行われた日以後に到来する納期においてその不足税額を徴収する。</p> <p>4 [略]</p>	<p>課した固定資産税額が、当該通知に基づいて算定した法第364条第6項の本算定税額（以下本項において「本算定税額」という。）を超える場合には、<u>第11条</u>の規定の例により、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当し、前項の規定により賦課した固定資産税額が本算定税額に満たない場合には、当該通知が行われた日以後に到来する納期においてその不足税額を徴収する。</p> <p>4 [略]</p>
---	---

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
(市民税の減免)	(市民税の減免)
第33条 第19条第1項第1号又は第3項の者で次の各号のいずれかに該当し、市長において必要があると認めるものに対して課する市民税につい	第33条 第19条第1項第1号又は第3項の者で次の各号のいずれかに該当し、市長において必要があると認めるものに対して課する市民税につい

ては、それぞれ当該各号に定める額を減免する。この場合において、2以上の減免事由がある者については、当該各号のうち、減免割合の最も大きいものにのみ該当するものとして当該規定を適用する。

(1) [略]

(2) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額が前年の合計所得金額の10分の5に相当する金額以下に減少すると認められる者であつて前年の合計所得金額が400万円（控除対象配偶者を有する者にあつてはその者の第20条の3第1項第10号に規定する控除額を、控除対象扶養親族を有する者にあつてはその者の同項第11号に規定する控除額を、16歳未満扶養親族を有する者にあつては各16歳未満扶養親族につき33万円を、同居特別障害者を有する者にあつては各同居特別障害者につき23万円を、400万円にそれぞれ加算した額）以下のもの 次条第1項の規定による申請があつた日（市長が必要があると認める場合には、市長が認める日）以後に納期限が到来する市民税の額（給与所得に係る特別徴収の方法により徴収するものにあつ

ては、それぞれ当該各号に定める額を減免する。この場合において、2以上の減免事由がある者については、当該各号のうち、減免割合の最も大きいものにのみ該当するものとして当該規定を適用する。

(1) [略]

(2) 当該年度の初日の属する年中の普通所得の金額（総所得金額のうち譲渡所得及び一時所得に係る所得金額以外の金額をいう。以下この号において同じ。）が前年の普通所得の10分の5に相当する金額以下に減少すると認められる者であつて前年の合計所得金額が400万円（控除対象配偶者を有する者にあつてはその者の第20条の3第1項第10号に規定する控除額を、控除対象扶養親族を有する者にあつてはその者の同項第11号に規定する控除額を、16歳未満扶養親族を有する者にあつては各16歳未満扶養親族につき33万円を、同居特別障害者を有する者にあつては各同居特別障害者につき23万円を、400万円にそれぞれ加算した額）以下のもの 普通所得に対する所得割額に減少率（前年の普通所得の金額に対するその年の普通所得の金

<p><u>ては申請があつた日の属する月以後の月割額とし、年金所得に係る特別徴収の方法により徴収するものにあつては申請があつた日の属する月以後の支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額とする。）に減少率（前年の合計所得金額に対するその年の合計所得金額の見積額の減少割合をいう。）を乗じて得た額の10分の5相当額</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p><u>額の見積額の減少割合をいう。）を乗じて得た額の10分の5相当額</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
--	---

第3条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
<p><u>（市税事務所の設置）</u></p> <p><u>第5条の2 本市が賦課徴収する市税</u></p> <p><u>その他の税に関する事務を分掌させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づ</u></p>	<p></p>



き、市税事務所を設置する。

2 市税事務所の名称、位置及び所管

区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
神戸市 市税事 務所	神戸市長田区 二葉町5丁目 1番32号	神戸市

(地方税法第3条の2の規定による市長の権限の委任)

第6条 市長は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)又はこの条例若しくは市税に関するその他の条例で定めるその権限の一部を、規則で定めるところにより区長又は神戸市市税事務所長に委任することができる。

(納付又は納入の委託)

第10条 納税者又は特別徴収義務者が次に掲げる徴収金を納付し、又は納入するため、市長が定める有価証券(地方自治法第231条の2第3項の規定により地方団体の歳入の納付に使用することができる証券を除く。)を提供して、その証券の取立てとその取り立てた金銭による当該徴収金の納付又は納入を委託しようとする場合には、徴税吏員は、その証券が最近において、確実に取り立てること

(地方税法第3条の2の規定による市長の権限の委任)

第6条 市長は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)又はこの条例若しくは市税に関するその他の条例で定めるその権限の一部を、規則で定めるところにより区長に委任することができる。

(納付又は納入の委託)

第10条 納税者又は特別徴収義務者が次に掲げる徴収金を納付し、又は納入するため、市長が定める有価証券(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第3項の規定により地方団体の歳入の納付に使用することができる証券を除く。)を提供して、その証券の取立てとその取り立てた金銭による当該徴収金の納付又は納入を委託しようとする場合には、徴税吏員は、その証券が最近において、

<p>ができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、この証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額を併せて提供しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、この証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額を併せて提供しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
--	--

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(市税等徴収業務手当)</p> <p>第4条 市税等徴収業務手当は、<u>神戸市市税事務所</u>に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う市税、国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料の滞納</p>	<p>(市税等徴収業務手当)</p> <p>第4条 市税等徴収業務手当は、<u>行財政局税務部</u>に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う市税、国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料の滞納徴</p>

徴収業務又は市税の課税調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。	収業務又は市税の課税調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。
---	--

(輸入促進地域における固定資産税の不均一の課税に関する条例の廃止)

第5条 輸入促進地域における固定資産税の不均一の課税に関する条例(平成8年10月条例第27号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び附則第2条の規定 令和6年1月1日
- (2) 第2条及び附則第3条の規定 令和6年4月1日
- (3) 第3条及び第4条の規定 令和7年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の神戸市市税条例(以下「新条例」という。)

第16条第8項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税及び県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第23条の4第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税に係る条例第23条の4第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額について適用し、令和5年度分までの個人の市民税に係る同項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額については、なお従前の例による。

第3条 第2条の規定による改正後の神戸市市税条例の規定は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第15号

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（<u>第18条の2、第18条の3又は第18条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあってはその減額することとなる額</p>	<p style="text-align: center;">（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の2 <u>第1項若しくは第2項又は第18条の3第1項若しくは第4項</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあって</p>

を、第23条の規定により基礎賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により基礎賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ [略]

エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の

てはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により基礎賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ [略]

エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び法第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条

第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項に

第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項に

において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2、3 [略]

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち一

において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2、3 [略]

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち一



般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2、第18条の3又は第18条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第

般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2 第1項若しくは第2項又は第18条の3 第1項若しくは第4項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条 第1項又は第23条の2 第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第

72条の3第1項、法第72条の3の2第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の10 [略]

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の15 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条の2又は第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により介護納付金賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

72条の3第1項及び法第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の10 [略]

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による保険料率の決定について準用する。

(介護納付金賦課総額)

第15条の15 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条の2第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により介護納付金賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び法第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課額の保険料率）

第15条の19 [略]

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日（賦課期日後に

額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課額の保険料率）

第15条の19 [略]

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による保険料率の決定について準用する。

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日（賦課期日後に

保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の

保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の

2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定について同様とする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で

2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定について同様とする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で

定める額を減額した額とする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 市長は、前項に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高

定める額を減額した額とする。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高

齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に規則で定める割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）

- 5 市長は、前項に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の10第2項において準用する第15条第3項」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に規則で定める割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）

- 5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。  
この場合において、同項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替える

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率

ものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の10第2項において準用する第15条第3項」と読み替えるものとする。



を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項に規定する額を決定する場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項

中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の16」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項に規定する額」とあるのは「第4項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第18条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に生産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算

額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、第18条の2の規定により規則で定める額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 前項に規定する額を決定する場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項

中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の16」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「前項に規定する額」とあるのは「第8項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

(徴収の特例)

第18条の5 保険料の減額の基礎に用いる第18条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が確定しないため、当該年度の減額賦課の対象となるべき納付義務者を確定することができない場合においては、その確定する日までの間

(徴収の特例)

第18条の4 保険料の減額の基礎に用いる前条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が確定しないため、当該年度の減額賦課の対象となるべき納付義務者を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に到来

に到来する納期において徴収すべき保険料に限り第18条の2第1項及び第2項若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に該当しない者とみなして、それぞれの納期に係る保険料を徴収する。

- 2 前項の規定によつて保険料を賦課した日以後に、保険料の減額の基礎に用いる第18条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が確定したことにより、同項又は同条第2項の規定により保険料の賦課額が減額された場合において、既に徴収した保険料額が当該年度分の保険料額を超えることとなるときはその過納額を還付し、又は当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(出産被保険者に関する届出)

第23条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 出産被保険者の氏名
- (3) 出産の予定日

する納期において徴収すべき保険料に限り前条第1項及び第2項若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に該当しない者とみなして、それぞれの納期に係る保険料を徴収する。

- 2 前項の規定によつて保険料を賦課した日以後に、保険料の減額の基礎に用いる前条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額が確定したことにより、同項又は同条第2項の規定により保険料の賦課額が減額された場合において、既に徴収した保険料額が当該年度分の保険料額を超えることとなるときはその過納額を還付し、又は当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後

の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

神戸市旅館業法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第16号

神戸市旅館業法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例

(旅館業法の施行等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市旅館業法の施行等に関する条例(平成16年3月条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)	(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)
第2条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。	第2条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 玄関帳場を有しない施設にあっては、次の要件を満たすものである	(5) <u>令第1条第1項第2号に掲げる基準を満たしている</u> 玄関帳場を有



<p>ること。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(施設の指定等)</p> <p>第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 博物館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定するものをいう。)及び博物館に相当する施設(同法<u>第31条</u>の指定を受けた施設をいう。)</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第9条 法<u>第5条第4号</u>に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>しない施設にあつては、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(施設の指定等)</p> <p>第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 博物館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定するものをいう。)及び博物館に相当する施設(同法<u>第29条</u>の指定を受けた施設をいう。)</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第9条 法<u>第5条第3号</u>に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
--	--

(興行場法施行条例の一部改正)

第2条 神戸市興行場法施行条例(平成24年12月条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>申請を行う者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 前項の申請書には、<u>次に掲げる書</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。<u>ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第3号及び第4号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>この項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨</u></p> <p>2 前項の申請書には、<u>興行場の構造</u></p>

類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあっては、当該法人の定款又は寄附行為の写し
- (2) 興行場の構造設備を明らかにした図面
- (3) その他市長が必要があると認める書類

(事業譲渡による地位の承継の届出)

第4条の2 法第2条の2第2項の規定に基づく営業者の地位の承継の届出(事業譲渡に係るものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 届出を行う者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 興行場営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (3) 譲渡の年月日
- (4) 興行場の名称及び所在地

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあっては、当該法人の定

設備を明らかにした図面その他市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、興行場の構造設備に変更がない場合に限り、当該図面の添付を省略することができる。

款又は寄附行為の写し

(2) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書面

(相続による地位の承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定に基づく営業者の地位の承継の届出(相続に係るものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 届出を行う者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄
- (2) 被相続人の住所及び氏名
- (3)、(4) [略]

2 [略]

(合併又は分割による地位の承継の届出)

第6条 法第2条の2第2項の規定に基づく営業者の地位の承継の届出(合併又は分割に係るものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 届出を行う法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 合併により消滅した法人又は分割前に興行場営業を営んでいた法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(相続による地位の承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定に基づく営業者の地位の承継の届出(相続に係るものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 届出を行う者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名及び住所
- (3)、(4) [略]

2 [略]

(合併又は分割による地位の承継の届出)

第6条 法第2条の2第2項の規定に基づく営業者の地位の承継の届出(合併又は分割に係るものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 届出を行う法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併により消滅した法人又は分割前に興行場営業を営んでいた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

<p>(3)、(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 営業者は、次に掲げる場合は、その事実が発生した日から10日以内に市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>住所又は氏名</u>（法人にあっては、その名称、<u>主たる事務所の所在地又は代表者の氏名</u>）を変更したとき。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(3)、(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 営業者は、次に掲げる場合は、その事実が発生した日から10日以内に市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>氏名又は住所</u>（法人にあっては、その名称、<u>代表者の氏名又は主たる事務所の所在地</u>）を変更したとき。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	---

(手数料条例の一部改正)

第3条 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定め	第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定め

<p>る額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(31) [略]</p> <p>(32) 旅館業法第3条の2第1項、<u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u>の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき 7,400円</p> <p>(33)～(158) [略]</p>	<p>る額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(31) [略]</p> <p>(32) 旅館業法第3条の2第1項又は<u>第3条の3第1項</u>の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき 7,400円</p> <p>(33)～(158) [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（以下「法施行日」という。）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 法施行日前に興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に係るこの条例による改正前の神戸市興行場法施行条例第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

神戸市港湾施設条例及び須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第17号

神戸市港湾施設条例及び須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例  
(港湾施設条例の一部改正)

第1条 神戸市港湾施設条例(昭和48年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(運河の使用制限及び禁止事項)</p> <p>第27条 何人も、運河において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>運河の適正利用のため必要があるものとして規則で定める区域内において、推進機関として内燃機関又は電動機を備える船舶のうち次に掲げる船舶以外の船舶を航行</u></p>	<p>(運河の使用制限及び禁止事項)</p> <p>第27条 何人も、運河において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 規則で定める区域内において、推進機関として内燃機関又は電動機を備える船舶のうち次に掲げる船舶以外の船舶を航行させること。</p>

させること。

ア～エ [略]

オ 兵庫運河内において行う港湾  
法第37条第1項第1号に掲げる  
行為に係る同項の許可又は兵庫  
運河内において行う船舶の係留  
に係る条例第3条の規定による  
許可を受けた船舶

カ 兵庫運河内又は兵庫運河沿い  
で実施される行事等に使用され  
る船舶であつて、兵庫運河を航  
行することについて市長の許可  
を受けたもの

キ 国又は地方公共団体の業務の  
用に供する船舶

ク 水難その他の非常事態の発生  
に際し必要な措置を講ずるため  
の船舶

ケ [略]

第7章 [略]

(罰則)

第43条の2 第27条第4号の規定に違  
反した者については、20万円以下の  
罰金に処する。

第44条 この条例の規定（第27条第4  
号の規定を除く。）に違反した者につ  
いては、5万円以下の過料に処す  
る。

ア～エ [略]

オ [略]

第7章 [略]

(過料)

第44条 この条例に違反した者につ  
いては、5万円以下の過料に処する。



(須磨海岸を守り育てる条例の一部改正)

第2条 須磨海岸を守り育てる条例(平成20年3月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の禁止)</p> <p>第23条 何人も、法令に別に定めがあるもののほか、海岸において、正当な理由なく、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10)</u>、<u>(11)</u> [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>(航行の禁止)</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第23条 何人も、法令に別に定めがあるもののほか、海岸において、正当な理由なく、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) モーターボート、ヨット、水上オートバイ、セールボード、サーフボードその他の船舟類(その推進力を利用した接続器具を含む。)</u>又は<u>気体若しくは液体を噴出させる機器を接近させる等により他の者に危険を及ぼすこと。</u></p> <p><u>(11)</u>、<u>(12)</u> [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>(航行の禁止)</p>

第24条 何人も、海岸の適正利用及び安全確保のため必要があるものとして規則で定める区域内において、推進機関として内燃機関又は電動機を備える船舶のうち次に掲げる船舶以外の船舶を航行させてはならない。

(1)、(2) [略]

(3) 国の機関又は地方公共団体が、海岸の管理その他の行政目的を達成するために必要な船舶

(4) 海岸における水難事故その他の事故（以下「水難事故等」という。）に係る救助に従事する船舶

(5) 海岸における水難事故等を防止するために必要な船舶

(6) 第6条第1項の許可を受けた者が使用する又は第23条第2項各号の許可を受けた行為をする船舶

(7) [略]

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処す

第24条 何人も、法令に別に定めがあるもののほか、規則で定める区域内において、推進機関として内燃機関又は電動機を備える船舶のうち次に掲げる船舶以外の船舶を航行させてはならない。

(1)、(2) [略]

(3) [略]

第26条 第21条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処す

<p>る。</p> <p>(1) 第23条第1項第1号から第5号までに掲げる行為をして、同条第3項の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>(2) [略]</p>	<p>る。</p> <p>(1) 第23条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる行為をして、同条第3項の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>第24条の規定に違反した者</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第18号

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における第2条に規定する議員報酬の額（基準日以前6箇月の期間において同条に掲げる職の間に異動のあつたときは、異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項において同じ。）及びその議員報酬の額に</p>	<p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における第2条に規定する議員報酬の額（基準日以前6箇月の期間において同条に掲げる職の間に異動のあつたときは、異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項において同じ。）及びその議員報酬の額に</p>

<p>100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月1日を基準日として支給する場合においては100分の217.5、12月1日を基準日として支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月1日を基準日として支給する場合においては100分の217.5、12月1日を基準日として支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
---	---

第2条 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における第2条に規定する議員報酬の額（基準日以前6箇月の期間において同条に掲げる職の間に</p>	<p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における第2条に規定する議員報酬の額（基準日以前6箇月の期間において同条に掲げる職の間に</p>

異動のあつたときは、異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項において同じ。)及びその議員報酬の額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月1日を基準日として支給する場合においては100分の222.5、12月1日を基準日として支給する場合においては100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3～5 [略]

異動のあつたときは、異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項において同じ。)及びその議員報酬の額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月1日を基準日として支給する場合においては100分の217.5、12月1日を基準日として支給する場合においては100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3～5 [略]

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。